

## 総務局・企画振興局・局外関係審査

- 1 期 日 平成20年10月16日（木）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 松浦幸男  
副委員長 田川寿一、高橋雅洋  
委 員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、  
高木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、松岡宏道、  
門田峻徳、砂原克規、中本隆志、蒲原敏博
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[会計管理部]  
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長  
[総務局]  
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、  
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、  
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長  
[企画振興局]  
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、  
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長  
[人事委員会事務局]  
事務局長、公務員課長
- 6 付託事件  
平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件  
平成19年度広島県公営企業決算認定の件
- 7 報告事項  
[総務局]  
(1) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）  
(2) 平成19年度決算総括表（特別会計）  
(3) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書  
(4) 平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書における留意改善を要する事項について  
(5) 平成19年度決算説明資料  
(6) 平成19年度県税・地方譲与税決算額調  
[企画振興局]  
(7) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）  
(8) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

質疑に先立ち、総務局長が平成19年度広島県歳入歳出決算審査意見書の留意改善を要する事項について、次のとおり報告した。

○総務局長 広島県歳入歳出決算審査意見書の留意改善を要する事項ということで御指摘いただいた事項について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、県債に依存しない財政構造への早期転換でございますけれども、この中では、将来の県民負担となる県債残高の累増等を防止するため、中長期的に持続可能な財政運営の見通しのもと、可能な限り県債発行額の抑制を図り、早期に行政改革推進債などに依存しない財政構造への転換を図る必要がある、こういった御指摘をいただいております。

この関係では、第2次中期財政運営方針におきまして、一つの目標としてプライマリーバランスの早期黒字化というものを掲げておりました。これに向かって厳しい取り組みを行ってまいりました結果、平成19年度から2年連続で当初予算段階ではプライマリーバランスの黒字化というものは達成いたしております。ただ、御指摘にありましたように、県債残高の増加に歯どめをかけますためには、1年間を通して結果として決算ベースでもプライマリーバランスの黒字化を図っていく必要がございますが、そういう意味で平成19年度の状況を見てまいりますと、法人関係税等の収入額が、私ども国の地方財政計画に準拠して当初見込み額を立ててございましたけれども、その当初見込み額を大きく下回るような結果になってございました。こういったことに対します減収補てんなどのために、減収補てん債を発行せざるを得なかったということなどによりまして、残念ながら決算ベースでのプライマリーバランスの黒字化というものはこの19年度では実現いたしておりません。

このような状況もしっかり受けとめまして、今後とも財政健全化に向けた新たな具体化方策に沿った厳しい取り組みを着実に進めてまいりますことによりまして、県債発行の抑制を図りますなど、持続可能な財政構造の構築に、御指摘いただきましたとお引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、同じ項目の中で、新規の県債発行に当たっては、金利動向等に留意し、後年度負担をできるだけ抑制するよう不断の見直しを行っていただきたいという要請がなされました。

このことにつきましては、平成19年度から資金調達や資金運用等の一元的な管理を行うことといたしまして、資金管理監という職を財政課の中に設置いたしますと

ともに、学識経験者等の外部委員の方をメンバーとします広島県資金管理会議を設置いたしまして、我が県の資金管理のあり方を徹底的に検討いたしまして、一つの形として資金管理方針を策定いたしたところでございます。

現在この方針を踏まえまして、金利変動リスクの分散ですとか、あるいは投資家層の拡大による低利で安定的な資金調達を行いますために、発行時期の分散あるいは発行年限の多様化などに取り組んでおります。こうした中で、本年9月には、格付会社のムーディーズ・インベスターズ・サービスから、21段階評価のうち、上から2番目という評価でございますA a 1の格付を取得いたしたところでございます。

今後は、この格付を一つの追い風といたしまして、より有利な起債発行ができますように努力してまいりますとともに、いわゆるIR活動といったものも積極的に展開してまいりたいと思っておりますし、何よりも、今回、格付の際に高い評価をいただきましたけれども、これは私どもがたゆまぬ努力をしている、財政健全化の着実な取り組みをやっているということも評価の一項目に入っておりますので、手綱を緩めることなく、しっかりとした対応を今後とも続けてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、収入未済の早期解消、県税につきましては、なお一層の取り組みを強化し、収入の向上に努める必要があるという御指摘を結果としていただいております。

ちなみに平成19年度決算におきます県税の収入未済額は、先ほども少し触れましたが、トータルで92億5,000万円余となっております、これは前年度と比較しますと残念な結果でございますが、12億円余の増加ということになっております。

先ほども少し触れましたが、主な要因としましては、三位一体改革に伴う税源移譲によりまして個人住民税のウェートが大きくなったということが大きな影響ではございますけれども、この部分につきましては、私どももその状況がある程度予想されましたので、まずは徴収対策の強化を図ろうということで、平成18年度から、例えば個人県民税につきましては、市町と協力いたしまして併任徴収制度をスタートさせております。こういったものに加えまして、今年度からの取り組みでございますけれども、さらに徴収体制の強化・確立を図っていくために、新たに三原市をモデルに直接徴収制度を活用いたしまして、逆に市町の職員に県の方へおいでいただいて、徴収を一緒にやっていくという形で徴収対策の将来の中核となる職員の育成に重点を置いた取り組み強化を図っているところでございます。

また、その他の税目のうち、例えば個人事業税などの県が徴収する税目につきましては、各税務局の次長をトップといたしました滞納整理統括班を中心にこれまでも組織的な滞納整理を推進しているところでございますけれども、さらに、例えばインターネットを利用した公売ですとか、差し押さえ後の自動車のタイヤを固定するタイヤロックなど、差し押さえの効果を増強するような取り組みについては少しでも多く取り入れることによりまして、さらなる滞納整理の促進を図っているところでございます。

いずれにしても、19年度は残念な結果が出ておりますので、今後とも積極的な滞納整理を実施いたしますとともに、市町との連携を一層強化いたしまして、延滞金も含めまして県税の収入未済額の縮減にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年度、広島県債権管理会議を立ち上げまして、税以外の、税外債権の収入未済額の縮減・整理もあわせて取り組み、その結果、収入未済額は前年度と比較いたしまして1億2,000万円縮減させることができましたが、実は私ども初年度の目標といたしまして2億4,000万円という目標を掲げておりましたので、それには遠く及ばない結果となってございました。結果を厳しく受けとめているところでございます。

どうしてこういう結果になったのかという分析は絶えず行っていかなければいけません。私どもとしては、例えば、全体的に見ますと取り組みが従来型の納付指導という段階にとどまっていたことが主な要因ではないかと思っており、今年度はその反省とともに、それぞれの債権ごとの回収実態を踏まえて、法的措置等の強制的な回収にも踏み出していくということをしかり対策として実行したいと思っております。

また、引き続き民間のサービスの助言・指導を得ながら債権の管理・回収に努めますとともに、各局での目標管理とあわせて、債権管理会議を通じた進捗状況の把握や目標達成状況の検証を行いまして、一層の徴収促進と滞納発生の未然防止のための取り組みを進めたいと考えております。

契約事務の適正化及び集約化についてでございますけれども、契約事務の適正化という問題につきましては、実は平成18年度に行いました委託契約の見直しが着実に実施されるように、フォローアップ調査の実施ですとかあるいは契約事務の手引きの作成などを行ってきたところでございます。今後とも契約事務の適正化に努めますとともに、施設管理業務委託の契約事務の集約化についても検討を行ってまいりたいと考えております。

続いて、財産の適正管理の項目でございます。これは引き続き指摘を受けておりますが、不法占有の状況ということで、総務局が所管しております財産のうち、今なお3件の不法占有がございます。引き続き、そういった状態に至った経緯などを考慮しながら解消に努めてまいりたいと考えております。

続いて、職員公舎の適正管理についての項目でございます。職員公舎の問題につきましては、平成16年度から19年度末までの間に職員公舎22棟215戸の用途を廃止いたしまして、県警や教育委員会への移管あるいは売却といった措置を行ってきたところでございます。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、公舎の有効活用に努めてまいりたいと思っております。

財産台帳の問題でございますけれども、登録漏れなど適正な財産台帳管理がされ

ていないものがあったという御指摘を受けるような状況がございましたので、本年4月でございますけれども、各局に対しまして台帳の記載を適切に行うように文書により周知徹底を図りました。

さらに、各局が管理する財産につきまして、文書類を含む財産の管理状況について実地調査を行いまして、財産台帳の記載誤り等については是正指導を行っているところでございます。

また、この中で指摘がなされておりますけれども、新たな公会計制度の導入という問題がございます。この問題につきましては、昨年10月に国から財務書類の作成要領が示されまして、さらに、現在、公会計制度の円滑な導入に向けまして、国の方ではワーキンググループを設置して、作成上の課題の抽出ですとか対応方策等の詳細な検討が進められているところでございまして、こういった国の状況も十分踏まえながら、公会計制度の導入という問題につきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、資産の有効活用でございますけれども、昨年度、県有資産の利用実態について全庁的な調査を実施いたしました。売却可能な不用資産はないかという視点で洗い出しを行いました。さらにインターネット入札を実施するなどの売却促進策を展開しているところでございまして、引き続き、県有資産の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公金の効率的運用についてでございますけれども、これは最初に県債に依存しない財政構造への早期転換のところでも少し触れましたように、平成19年度に広島県資金管理会議を設置して、資金管理方針の策定を図ったところでございます。この資金管理方針では、安全性及び流動性を確保いたしました上で、効率性を追及いたしますために、適正なリスク管理のもとで運用益の拡大や調達コストの削減を行うことを原則としておりまして、預金先金融機関の経営状況を常時把握する体制へ移行するなど、リスク管理を徹底するとともに、運用の長期化による運用益の拡大あるいは市場公募債の引き受け方式見直しによる調達コストの削減など、効率的な資金管理に鋭意取り組んでいるところでございます。

平成20年度からは、新たに公認会計士等を外部委員に加えまして、資金管理方針に沿った全庁的な資金管理の高度化・効率化への取り組みをさらに加速させますとともに、専門家の助言を得ながら市場動向を見きわめつつ、さらなる資金管理の高度化・効率化に今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○質疑（森川委員） それでは、財政健全化の判断比率についてお伺いいたします。

財政健全化を判断する比率としましては、実質赤字比率など4つの指標が定められており、これは平成20年度決算から適用されるということになっておりますが、今回、この決算特別委員会におきましても、健全化の判断比率が報告されているところでございます。こうした報告書も配付していただいております。

平成19年度は、イエローカードに当たる早期健全化基準は4つの指標のいずれも

クリアしているということでありますけれども、単に算定結果を提示されましても、それだけでは大丈夫なのか、あるいは憂慮すべき事態にあるのかというような判断が極めて難しいのでありますけれども、まずは広島県の比率は全国的にどのような位置にあるのかということをお尋ねします。

○答弁（財政課長） 財政健全化法の比率につきまして、委員御指摘のように4つ比率を公表してございます。それぞれについて申し上げます。

実質赤字比率と、それから公営企業等を連結しました連結赤字比率につきまして、本県では赤字が生じていないわけですが、都道府県の中で実質赤字が生じておりますのは大阪府だけということがございますので、全国的位置づけを申し上げますと、ほとんどの団体が赤字を出していないと御理解いただければよろしいかと思えます。

一方、残っている2つのうち、実質公債費比率でございますけれども、本県の15.7%に対しまして、全国の平均が13.5%でございます。それと、順番を一応つけますと、悪い方から16番目ということです。

それから、もう1点、将来負担比率でございますけれども、これは本県が258.3%、都道府県の平均が222.3%でございますので、平均を上回っております、これも比率の高い方、悪い方から申し上げますと、14番目ということです。

○質疑（森川委員） 次に、早期健全化基準についてお尋ねしてみたいと思えます。

先ほどの答弁で、大阪府のみが基準をクリアしていないということでありますけれども、各指標について、そもそも国がイエローカードとかレッドカードという基準というものをどのように定められているのかについて、お尋ねしたいと思います。

うがった見方をすれば、国にとってお荷物となる自治体が生じないように、わざとハードルを低く設定しているということも考えられるわけでありますけれども、その辺について、県としてどのようにとらえているのか、お尋ねします。

○答弁（財政課長） 基準の考え方につきましては、基本的には19年度までも、例えば財政再建法という法律があったり、起債についても、総務省の方で起債の許可基準を設けてございまして、そういった数値を基本的には踏襲していると考えております。

具体的に申し上げますと、例えば実質赤字比率につきましては、再生基準について5%、これを、今、委員がおっしゃったレッドカードとしますと、これも旧来ありました財政再建法の起債制限比率を用いてございます。それから、連結実質赤字比率につきましては、それに10%を加算して15%というようなことでございます。

それから、実質公債費比率につきましても、これまでも起債の許可の基準というのがございます。例えば、18%を超えれば協議をする、25%を超えれば一般については許可団体、それから、35%を超えれば制限される、そういったものを今回の公債費比率に引用しているというふうに考えております。

それから、その基準が、あえて国の方で低くしているのではないかという御指摘

でございますが、今までと基本的に変わっているのは、今、委員から御指摘いただきましたように、これまでは執行側の方だけ数字を持っておいて、レッドカードになった段階で国に助けをくださいという形でやっておりますので、その前に健全化の基準というような形で、議会あるいは監査、県民にも数字をお示しした上で、みずからそういった形で取り組むというところは、変わった点だと思っております。

もう1点、都道府県におきましては、今の早期健全化基準、それから財政再生基準に該当した都道府県はない。大阪府も赤字を出しておりますが、基準には該当しておりません。市町村では、従来夕張ショックというような形で言われておりましたけれども、再生団体になったのが、今回6団体あったということでございますので、高いか低いかという判断も非常に重要ではございますが、市町においてはかなりの数がふえていると考えております。

○質疑（森川委員） 各都道府県でさまざまな事情がありまして、単純に比率ということでの比較は難しい部分もあると思います。今回の算定結果が出ておりますが、他の都道府県と比較して、広島県としてこの結果をどのように受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（財政課長） 最初に答弁いたしましたように、順番をつけることがどうかということがあるのですけれども、一応順番で申し上げますと、悪い方から14番目あるいは16番目、ちなみに2つの比率についていずれも平均を上回っている県というのは本県も入れて21ございます。

そういうことからすると、今回、財政再生基準という形で再生団体を基準として決めているわけですが、直ちにそういう団体に転落するおそれがあるというふうには考えてございませんけれども、非常に厳しく、楽観できる状況ではないと考えてございます。

ちなみに、その比率につきましても、改善傾向をたどっていて今の順位にいる県、例えば、昨年よりも実質公債費比率が改善した県というのも、21の中には数県ございます。本県におきましては、そういう意味では公債費も今後上がっていくことが見込まれてございますので、そういったことも考えながら、そういう基準を、あるいは全国の状況を参考にしながら、引き続き財政健全化に取り組みたいと考えております。

○要望（森川委員） これで終わりますけれども、引き続き厳しい財政運営が続くものと思われませんが、県民の皆さんにとりまして希望が見えるような県政のかじ取りをしていただきますようお願い申し上げまして、私の質問は終わりたいと思います。

○質疑（岩下委員） 公金の効率的運用について、幾つかお伺いしたいと思います。

先ほどの御説明の中に、県の公金管理に当たっては、19年度から資金調達・運用の一元的な管理を行う資金管理監を設置したとか、また広島県資金管理会議を設置し、資金管理方針を策定したといった御説明を受けました。

つきましては、基金の運用ということで、広島県基金運用状況審査意見書の34ペ

ージにあります基金の運用状況一覧表でまずお尋ねしたいと思います。35ページの一番下の欄に現金が、前年度末で総額1,586億円余と19年度末では1,394億円余となっています。19年度中の増減を見てみますと、増加が389億円余、減が581億円余であり、基金全体では悪く見積もっても年間を通じて813億円余が平均として保有されているという状況だと思います。また、その基金の運用益として、広島県歳入歳出決算に関する附属書の41ページに、資金の運用益として9億3,800万円余、それから公債管理特別会計の財産収入、すべてではないようですけれども4億9,000万円余が計上されている。そこで、その運用状況について少しお伺いしたいと思います。

まず、基金の運用については、各基金を所管する局の裁量に任されているのか、全体で運営をされているのか、もしくは一部を全体で管理されているのかをお尋ねします。

○答弁（会計総務課長） 会計管理部におきましては、各基金を所管いたします課からの依頼があったものにつきまして一体的に運用を行っておりますので、全部の基金を運用しているものではございません。

○質疑（岩下委員） 依頼があったものだけということになりますと、各基金によって額の多いもの少ないものがあるという理解でよろしいのですか。

○答弁（会計総務課長） 基金が全部で27ございまして、額の少ないものは1億円程度のものから、多いものだと数百億円程度までございますけれども、運用するに当たっては一体的に運用した方がよりいいだろうということで、会計管理部の方に任されている分でございますけれども、いわゆる会計管理部の判断で、これはうちが運用しますということではありません。

○質疑（岩下委員） 先ほど御説明の中にありました広島県資金管理会議中では、そういった基金の運用に関しての議論はなかったのですか。

○答弁（会計総務課長） 県が保有しております基金、それから歳計現金を一体的に長期の運用をしようというのが主眼であったと思いますので、どの基金を統一的に運用するというものではなかったと考えています。

○質疑（岩下委員） 少し質問を変えてみたいと思います。まず、預金利子で考えますと、おおむね何%だったのでしょうか。

○答弁（会計総務課長） 我が方が運用を任せられました預金金利、19年度の平均利率は0.694%でございました。

○質疑（岩下委員） 任されたものが0.694%、そうすると任されていなかったものについては、現金として銀行に預けておいただけという形になっていますか。

○答弁（会計総務課長） 申しわけございません。私の説明が不十分でございましたけれども、基金によりまして、例えば市町振興基金は企画振興局で管理をしておりますけれども、市町の振興のために必要な事業の財源として、県の市町振興基金から市町に低利で貸し付けるといった基金もございます。あるいは、それ以外に、例えば、基金から一般会計に通常の預金利率で貸し付けるといようなものもやってお

りますが、これらがございますので、預金利率とは連動していないものもござい  
ますし、預金利率と連動しているものもあるとしかお答えできませんが、会計管理部  
で運用を任されております基金は、推計でございますけれども、9割弱のものを運  
用させていただいているという状況でございます。

○質疑（岩下委員） 今、全部で1,300億円ぐらいあるのですけれども、そのうちの何億  
円ぐらいを実際に管理されているのですか。

○答弁（会計総務課長） 我が方に運用を任された金額について、いわゆる運用額につ  
いては把握しておりますけれども、数字で申し上げますと、いわゆる専門用語にな  
りますが、運用に回した金額掛ける日数、それで得ましたのが、いわゆる運用積数  
と申しておりますが、19年度運用を任されたものが全部で4,000億円余りという数字  
になります。これは、あくまで積数でございますから、基金が1,350億円あると思う  
のですけれども、そういった数字とは連動しない。運用面では、例えば30日ほど1  
万円を預けますと30万円という積数で計算をいたします関係で、いわゆる瞬間風速  
的に幾らの基金を運用に回しているか、管理しているかということについては、的  
確なお答えはできかねます。

○質疑（岩下委員） 先ほど、利子が0.694%ということで計算をされてお答えいただき  
ましたので、もともとベースになる元金は幾らであったのかというのは把握されて  
いるように理解できるのですけれども、平均的に見た場合で結構ですので、大体ど  
れぐらいなのでしょう。

○答弁（会計総務課長） 積数でございますので、データを運用日数でもう一度割り戻  
す必要がございますので、計算の時間をいただきたいのですが。

○質疑（岩下委員） わかりました。後でデータをいただければと思います。

先ほどのお答えで0.694%の利子であったということですが、補正予算案で  
見たときに、特別会計分はちょっと不明なのですけれども、一般会計分では4億円  
ほど追加されているので、それが御努力いただいた結果だと理解しますが、そうい  
った増加した理由、どういったところが改善できたので増加したかというところを  
お答えいただきたいと思います。

○答弁（会計総務課長） 利子及び配当金の補正予算額4億円ということでございま  
すけれども、経緯を申し上げますと、日銀のゼロ金利政策が平成18年7月まで続いて  
おりまして、それまでは市場金利もほとんどゼロでございました。それが、18年度  
途中の7月14日にゼロ金利が解除されまして、当時の政策金利である0.25%が19年  
の2月まで続いてまいりました。したがって、18年度中は、低金利、後半からで  
ございますけれども0.25%の政策金利をもとに金利が誘導されてきたということで、  
18年度の最終的な金利が、大体、基金の分で申し上げますと平均で0.214%でござ  
いましてけれども、0.25%ないしは0.214%の金利をもとに、19年度の運用益を見込ま  
れて予算計上されたものであろうと思います。それで、18年7月にゼロ金利が解除  
されて0.25%の政策金利になりまして、19年の2月、当初予算が事実上編成された

後になって0.5%に政策金利が上がっております。それに従いまして市場の金利も上昇したということで、平成19年度当初から市場金利が0.5%以上に上がってまいったわけでございます。

それとあわせて、先ほど総務局長からも説明がありましたけれども、資金管理会議の場におきまして、より長期の運用をしようということで、具体的には基金の一部が国債運用に回っております。そういった運用の長期化によりまして、より多くの運用益が見込まれるということが確実にになりましたことから、こういった増額補正がなされたものでございます。

○質疑（岩下委員） そういたしますと、ほとんどが市場金利の上昇による増加分だということになるということでしょうか。

○答弁（会計総務課長） 基金におきましては、資金管理会議におきまして、今まで大体1年ものの預金運用が主流だったのですが、例えば5年ものの国債でございますと1.5%ぐらいの運用益、2年ものの国債でも1.3%ぐらいの運用益があり、そういったものを購入することによって、より多くの運用益を上げることができたということです。資金管理会議において議論されたことが、収益増にも生かされていると考えています。

○質疑（岩下委員） 質問を変えて、今度は一般会計の部分をお聞きしたいと思うのですが、先ほどの審査意見書の27と37ページに、各月末現在の歳計現金の状況のグラフと表があります。附属書の49ページには、補正予算で4億円余の追加運用益が出ているように見えるのですけれども、その中に運用の利子が0.672%にアップしたとあります。これについて、理由をお伺いします。

○答弁（会計総務課長） 歳計現金の御質問であろうと思っておりますけれども、これはまさに金利の上昇によるものということで、先ほど申し上げました日銀の政策金利に基づく金利上昇の結果ということでございます。

○質疑（岩下委員） たしか、昨年度末の総務委員会の資料の中で、資金運用に関しての報告があり、その中で、詳しい数字は覚えていないのですけれども、数億円余の資金運用の中で改善が見込めるといったようなお話があったと思います。その活動で実際に19年度ではどれぐらいの運用の増加があったのでしょうか。

○答弁（会計総務課長） 昨年度、資金管理方針に基づいての御報告であったと思うのですが、資金の運用、資金の調達、合わせて6億円余り、数億円の効果がございましたという説明を財政室の方からさせていただいたかと思うのですが、歳計現金だけで申しますと、これは平成20年度以降の効果として、少なく見積もっておりますけれども大体3,000万円ぐらいの効果が20年度から発生するであろうという御説明をいたしております。したがって、19年度には歳計現金についての効果は実は見込んでいなかったというのが実情でございます。

○質疑（岩下委員） 20年度からということなのですが、たしか、それから半年間あったわけですか。半年間の中で先ほどのグラフを見ますと、かなりの現金が、9

月ぐらいから2月末まで、約700億円程度あるわけです。その間に、もし短期の、6カ月の定期になりますと、かなりの利率といたしますか、利子が獲得できたように考えられるのですけれども、それについては実施されたのでしょうか。

○答弁（会計総務課長） 19年度においては、実施しておりません。これは、20年度から実施いたしております。これは、言いわけがましいのですが、歳計現金と申しますのは、日々の支出に充てる支払い準備金という性格を有しております。したがって、例えばあした、急に100億円もの支出をしなければいけないということがあった場合に、もし100億円を手元に持たずに運用へ回していれば、一時借入金を借りても支出をしなければいけないという事態が生じますので、各局の協力をいただきまして今後予定されております収入、あるいは支出、そういったものを積み上げていただきまして、向こう3カ月間の収入・支出計画というものを我が方で取りまとめしております。

会計管理者は現金の収入・支出をつかさどっております。最終的には、収入があったとき、あるいは支出があったときは、会計管理者が、その職務を行うわけでございますが、例えば1週間先、1カ月先といった収入なり支出の見込みは、実は各局でしか把握してございません。したがって、会計管理部は各局に対して、今後の収入・支出の見込みはどうかということをお尋ねした上で、例えば税収の見込みなど、税収実績と照らし合わせて修正を加えながら、向こう3カ月間の収入・支出計画というものを立てております。

なぜ3カ月以上ができないかと申しますと、3カ月までがある程度、確度の持てる計画なのだという思い込みもあったかもしれませんが、少なくとも3カ月というのが一つの限度でございました。したがって、これまで歳計現金は、3カ月を超えて行ったことはほとんどございません。

ただし、先ほど委員から御指摘いただきましたように、決算審査意見書にございます資金額には、実は大きな山と谷がございます。一番大きな谷は、年度末におきます3月から5月までの、いわゆる収入がなく支出ばかりのときでございまして、4～5年前までは、実はマイナスであった時期がございます。最近では、マイナスになっていませんが、ほとんどゼロに近い資金量で、6月になりますと県税あるいは地方交付税等が一気に入ってまいりますので、ちょっと山ができます。その山が1千数百億円という資金量になっていると思います。それが、今度、9月あるいは10月になりますと、資金の量が減ってまいりまして、大きな谷間がございます。

そういったことがございまして、我々は3カ月間という収入・支出計画しか立てられないということと、その大きな谷間の下ぶれというのが予測できません。したがって、慎重と言われれば慎重でございまして、これまで実際問題としまして、石橋をたたいて、なおかつ渡らないのではないかとというぐらい慎重な運用をしていることも事実でございまして。

なぜかと申しますと、地方自治法上会計管理者は、歳計現金を確実に有利な方

法で保管しなければならないとされておりまして、伝統的に確実というものを重んじてきた結果であろうと思います。加えまして、18年度までは、ペイオフが実際に起こるのではないかという金融情勢でございました。言いわけになりますけれども、そういったこともございまして、慎重の上にも慎重を重ねてきた結果、そういった長期の運用に踏み切れなかったということでございます。

ただし、20年度、今年度から既に、先ほど委員から700億円もの資金残があるではないかという御指摘がございましたけれども、それに見合う700億円を現在6カ月から9カ月の長期の運用に充ててございます。

したがって、今までのやり方を踏襲するのではなく、資金管理会議で議論されましたより効率的な運用というものを、少々遅いかもかもしれませんが、今年度から実施しているところでございます。今後とも、効率的な資金管理に努めてまいりたいと考えており、御理解をいただきたいと思っております。

○答弁（財務部長） 少し長くなり恐縮ですけれども、資金管理会議を預かっております財務部の立場から、今の答弁について、基本的にはそういう考えなのですが、少し補足をさせていただきたいと思っております。

平成19年度に、資金管理会議を立ち上げました。その段階で、資金の調達、県債の調達をどうするか、それと県が持っている資金の運用をどうするか、この2つの面から資金の効率的な管理を検討したわけでありましてけれども、今の資金の運用の面から申し上げますと、その時点で県が持っている資金、運用できる資金は2種類あり、1つは基金、それともう1つは歳計現金でありました。基金というのは、おおむね1年以上ある程度基金の中にためておくことが見込めるお金です。しかも、この多くが5月に一たん満期を迎える1年ものの定期で運用しており、19年4月に会議を立ち上げた段階で、19年5月に約1,000億円の基金が満期を迎えるという状況でありました。

したがって、まず基金については、19年度に会議をやっている最中から新たな運用方法の検討と実施ができるという状況にありましたので、先ほど会計総務課長が答弁申し上げましたように、基本的には1年で運用していたものを、例えば減債基金のように5年以上基金の中にためているということが確実であるものについては、5年あるいは2年、こういった期間の組み合わせが金利情勢から考えて一番効率的であるというように、資金の運用期間をできるだけ多様化していく。それと、運用時期を一定時期に決めるのではなく、幾つか分散させることによって金利変動へのリスクをとっていく、こういうやり方を19年度から実施いたしました。これは、逆に言えば基金だからできたということになるのです。

歳計現金の方は、県の別段預金の中に日々入ってくる、例えば国庫であるとか税であるとかというお金、それと支出していくお金、その日々の残高が歳計現金として県の預金の中に滞留してございます。一番ボトムの時期というのは、退職手当を払う3月の終わりであるとか、支払いが集中する4月の末で、それとその後、資金

というのは、逆に、だんだん県の中に滞留して行って、また年度末に減っていきま  
す。

先ほど会計総務課長が申しましたように、この歳計現金というのは、基金と違っ  
て、いつごろお金が要るかを見込むには非常に厳しい問題が一つあります。それ  
と、資金の山、谷というのを、歳出を見込むなり、あるいは計画的に執行する、あ  
るいは歳入を、例えば県債の発行時期をできるだけ月ごとに分散することによっ  
て、山、谷の平準化を図ることにより、期間を通じて、実は一定額が歳計現金として確  
保できる部分がどれだけあるかということを見きわめる必要がありましたので、ま  
ず資金の波がある歳計現金をできるだけ年度を通じて平準化していく努力をなが  
ら、例えば500億円というのは9カ月必ず県の金庫の中にあるということがわかれば、  
この500億円について、今までは3カ月運用しかしていなかったものを9カ月運用に  
回すということ、つまり資金量の平準化とあわせて平準化した資金をどう運用す  
るかということ、19年度で検討いたしまして、20年度から歳計現金については新た  
な運用方法を開始したということで、2つの資金について開始年度が違うというこ  
とであります。

ただ、いずれにおいても、資金管理会議で専門家を交えて議論し、資金の効率化  
を図るということに取り組んでいる成果という点ではいずれも同じであり、そこは  
御理解いただきたいと思えます。

○質疑（岩下委員） ただそうは言いますが、審査意見書の27ページのグラフを見ま  
すと、平成17年から3年間にわたって、歳計現金等の状況が3年間すべて同じ山、  
谷をしている状況から見ると、昨年度の9月の段階で、これはどれぐらいの金額が  
そのまま眠っていそうだとすることが予測できたのではないかと思うのですが、い  
かがですか。

○答弁（会計総務課長） 委員おっしゃるとおり、グラフを見る限りでは、平成19年度  
におきましても886億円という谷間がございます。800億円程度の谷間に近いものは  
当時も予測はできたものでございます。

○質疑（岩下委員） 今年度については、もう既に改善の対策が打たれているというお  
答えだったのですが、どのようなふうな対策を実際に実施されたのか、お伺い  
します。

○答弁（会計総務課長） 今年度からの対策と申しますのは、先ほど財務部長からも説  
明いただきましたように、歳計現金は3カ月が最長だと申し上げましたけれども、  
資金の谷間であります4月、5月を過ぎまして、6月以降2月ぐらいまで、最長で  
9カ月ございます。それにできるだけ多くの資金を投入しよう。さらに、また7月  
ぐらいに入りまして、資金がふえてまいりますので、ふえたものについても順次長  
期のものに切りかえていくということで、最低3カ月であったものを、6カ月から  
9カ月の長期の運用に、歳計現金は変えているというのが一つの成果であろうと思  
います。

○要望（岩下委員） 実際にお金を動かしておられる会計だけを責めるというわけにはいかない内容だと思うのです。毎月、実際のオペレーションは各局でやられておりますし、その動きに従ってお金が出たり入ったりするということで、各部局と財政当局とのコミュニケーションを密にするということが一番のポイントだと思いますので、先ほどの会議等を通じて、そういったことをさらに進めていただいて、1円でも、1億円でも、より多く、いい運用で公金の効率的な運用が図られるようにお願いしたいと思います。

○質疑（金口委員） 主要施策の成果に関する説明書の6ページでございます広域自立生活圏の形成という中でブロードバンド基盤整備促進事業についてお尋ねしたいと思います。

県内であればどこに居住しようと常に平等な行政サービスを期待するところではありますが、例えば、中山間地域に住もうと、島嶼部に家を構えようと、都市部と同じサービスをできるだけ受けたい。このことを思うのは人情だと思っております。しかし、これが現実になるかという非常に難しいということではありますが、それをある程度かなえてくれるのがインターネットであろうと思っております。個人においてパソコン等を準備する必要もありますが、過疎地域に住んでいる人でも、ネットを通じて情報など、その地域に関係なくサービスの提供をしてくれる、また情報だけに限らず、今でしたら仮想商店街などで品物を買うということでもできます。

特に、先ほども言いました過疎地に住んでいる方というのは、例えば、今ではデマンド交通なども発達しましたけれども、なかなか買い物に行けない。しかし、ネットを使って買い物をし、届けていただくと、例えば、町まで30kmの距離があるけれども、それを使うことによって全く距離感がなくなり、都心と同じとは言いませんが、ある程度それに近い生活も可能になってくるというのがブロードバンドの整備であろうと思っております。

今回、県事業として民間事業者が行う施設整備に対して、その一部を負担するブロードバンド基盤整備促進事業が計上されておりますけれども、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○答弁（情報政策課長） 県では、平成18年度から3年間の取り組みということで、ブロードバンド基盤整備促進事業を実施してまいりました。今、県内にNTTの局舎が217ございまして、例えば、この217の局舎すべてがADSLサービスを提供できるかといいますと、そうではなくて、やはり中山間地域を中心に、そういったサービスが提供できない局舎が多々ございます。そういう局舎に設備を加え対応できるようにするためには一定の費用が要ることなのではございますけれども、そういうことに取り組んでおられます市町に対して県が補助していこうという制度でございます。

18年度からの3カ年で、合計しますと23局舎開始をいたしまして、そのエリアについてはADSLサービスが提供できるようになったということでございます。結果、4つほど局舎が残っておりますけれども、その残る局舎につきましても、平成

22年度末までには、CATVであるとか、いろいろな手法を総合しましてカバーでき、今のところ局舎単位で見た場合、ほぼめどがついたという状況でございます。

○質疑（金口委員） 基本的には、局からADSLでサービスを受けるというのが基本ということをおっしゃられましたけれども、御存じのようにADSLというのは、基地からの距離はせいぜい4～5キロメートル、それを過ぎますと減衰が激しく、最終的にはほとんど使うことができない、町の中心部でしたら大丈夫でございますけれども、局舎を整備しても、中山間地域ではほとんど使えないのではないかと思います。せっかく整備するのですけれども、使えないものを整備しても仕方がないと思うのです。例えば、中山間地域へ行ったら4キロメートルを過ぎたところがたくさんあると思うのですが、先ほどCATVという話もありましたけれども、CATVが整備されていないところの方が多いためですから、ADSLの不感地域についてはどのような対応をこれからされていくのでしょうか。

○答弁（情報政策課長） 今年度から、つなげるネット情報生活応援モデル事業というものを創設いたしました。この事業は、今、委員御指摘のように、ADSLサービスが提供されている局舎のエリアにあっても、局舎の位置から距離が遠いためにサービスを受けられない人たちをいかにカバーするか、空白地帯をどのように埋めていくかということに対する補助事業でございまして、今年度、庄原市と安芸高田市の2市を事業として採択いたしました。内容的には、無線のアンテナを立てて、谷合いなどの集落を埋めていく、電波を飛ばしてブロードバンド環境を整備するという事業でございます。

名前にありますように、モデル事業ということでございます。それから、今年度始めたということでございますので、この辺の実証をいろいろとしながら、例えばどのぐらい加入者がいるのか、どれぐらいスピードが出るのか、あるいは採算性がどうなのかを実証しながら次年度以降につなげていきたいと考えております。

○質疑（金口委員） 例えば、それが一応整備された場合、個人個人がそれを引き込まないと使用できないと言えればそれまでですけども、面的整備で言えば、22年を終了した時点では100%、ADSLや光、それからケーブルテレビ、今、言ったつなげるネットもあると思いますけれども、そういうものを使った場合、県内くまなくサービスが提供できる状況になるのですか。

○答弁（情報政策課長） つなげるネットの要素はまだ織り込んでいないのですけれども、平成22年度末は、今、予定をしているいろいろな整備計画を実施したとした場合に、おおむね7,000世帯ぐらいがまだ残るのではないかと考えております。したがって、これをどうやってカバーしていくのかということは課題であると認識しております。

○質疑（金口委員） この7,000世帯というのは、県北部、例えば島根県との境とか、そういう地域に偏ってくるわけですか。

○答弁（情報政策課長） 先ほど申し上げましたように、基本はADSLサービスの提

供、これが最低限のサービスの提供とっておりますので、やはりこれから外れる、半径4～5 kmを超えてしまう、例えば中山間地域にあります谷合いの集落ですとか、それから県北部の一部地域でありますとか、そういうところが空白になるということです。

○質疑（金口委員） 最終的には、このネット網を整備されたら、そこに行政サービスをいかに織り込んでいくか、あくまで接続が前提ですけれども、そういうところも視野に入れておられるのですか、もしそういうアイデアがありましたら御披露いただきたいと思います。

○答弁（情報政策課長） 一義的には、委員もおっしゃいましたように、住民の方々がインターネットに接続して、そこで、さまざまな情報を入手するというのが基本だろうと思っております。それで、行政の側から言えば、インターネットを活用しました電子申請など、住民サービスの向上が図られるのではないかと考えておりました、こういうことにもはずみをつけて皆さんにより便利で快適なブロードバンド環境を御利用いただきたいと考えております。

○要望（金口委員） 最終的には、先ほども言いましたように、県民の皆さんが接続してくれなくては、これはいかにハード面を整備しても何の効果もないわけですから、これは市町も含めて取り組みをする必要があろうかと思っております。県としましては、市町に対して、その辺の御指導の方もよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○質疑（高木委員） まず、総務局長にお伺いしたいと思うのですが、広島県歳入歳出決算審査意見書で、先ほど留意改善を要する事項についていろいろと説明いただきました。実は、18年の意見書も見させていただいたのですが、一字一句違わない指摘があるのです。ほとんど同じ指摘です。全部がほとんど同じ指摘だというふうに思いますが、ということは、18年度の指摘に対して何の反省もなかった、対策もなかった、だから同じ指摘だと私は理解したのですが、この点についていかがでしょうか。

○答弁（総務局長） 私が、冒頭説明申し上げた歳入歳出決算審査意見書のことでの御質問でございました。特に、一字一句というふうにおっしゃったのですけれども、例えば、留意改善を要する事項の県債に依存しない財政構造への早期転換、これは、説明が悪いのかもしれませんが、数字はもちろん年度更新されていますが、おっしゃられているのは指摘されている内容が同じではないかということであると思っております。

私ども、まさにこの指摘を受けないような体制に何としても持っていきたいという思いで、着実にこの健全化の取り組みをやっているところでございます。残念ながら、単年度の動きだけで、すぐに、はい改善しますというような状況にはなっていないのが実は現実でございます。

ただ、いろいろと申し上げ方はあるのですけれども、例えば、厳しい歳出の抑制

を図ってまいりました結果、本会議ないしは委員会の議論を通じても申し上げているところですが、今の財政構造を硬直化させている一つの原因として、公債費がずっと伸び基調になっている。森川委員が質問されたようなところでも、全国順位の中で、残念ながら我が県は今の順位がどうなるかわからないのですけれども、今の数値よりも今後まだ実質公債費比率というのが伸びていく状態になっております。それは、公債費の増嵩傾向に歯どめがきかないからでございます。

その中で、まず最低条件としてプライマリーバランスの黒字化、釈迦に説法かもしれませんが、過去に発行した部分、その公債費と新しく発行していく部分、この比較で、プライマリーバランスの黒字化をしないと、結果的には県債残高の増嵩に歯どめがかけられません。したがって、少しずつ改善基調にはなっております、何とか当初予算段階では、昨年度、19年度にめどをつけたのですけれども、年度を通じて最終的な結果というか、その年度の結果はどうだったのですかという部分の決算のデータを見れば、残念ながらそのプライマリーバランスの黒字化はできていない、ただ、この数字は確実に黒字化に向けて縮小してきているということ、まず御理解いただきたいと思っております。

私どもとして、厳しい御指摘だったと思っておりますけれども、同じようなことを言われ続けるというのは本意ではございません。ただ、この厳しい財政状況を乗り切るために、今、まさに各方面へわたって、これは議員の皆様方も含めてでございますけれども、県民の皆さん、もちろん職員も含めて健全化のための努力を傾けているところでございますので、いましばらく、この動きをしっかりと支えていただければと思っておりますし、御協力いただければというところでございます。

○意見・質疑（高木委員） 一字一句違わないところもあるというふうに言ったのですが、県税以外の高校の授業料、ここは同じように書いてあります。これは厳しい財政状況とは何の関係もないと思っております。そういうことで、我々がこれを見て判断するわけですから、監査意見書として、今、言われたようなことがきちんと反映されていないと判断のしようがないということをお願いしておきたいと思っております。

基金と、それから県債借入れについて質問を出させていただいていますが、先ほど会計総務課長が専門用語でおっしゃいましたが、4,000億円という数字は正しいですか。

○答弁（会計総務課長） 4,000億円という数字は、実は積数という専門用語を使って申し上げましたけれども、訂正させていただきます。昨年度1年間に、我々会計管理部に運用を任せ、運用した金額を単純に積み上げたものが4,000億円でございます。先ほど岩下委員がお尋ねの1日当たりの運用額は幾らかということでの再計算をいたしましたら、1,560億円余りが1日当たりの基金の運用額でございます。

○要望・質疑（高木委員） 0.69%、約0.7%で回ったということですが、割戻しすると、数字はすぐに出てくると思うのですが、それを日数に戻すと、けた違いぐらいの積数になるのだらうと思っておりますが、また詳しい数字を後ほど教えていただきたいと思

います。

資金管理業務のことについて、先ほど岩下委員からも質問がございました。金融コンサルタント等の支援を入れて、高度化、効率化を図っていくということでやっておられます。事実、減債基金については、昨年度までは現金のみの運用でありましたが、有価証券で152億円余運用されている。これ以外には全く有価証券というのではないわけですが、この件について、どういうことで減債基金については有価証券にされたのか、また、その中身、これ以外はどうしてできなかったのかということをお教えいただきたい。

○答弁（財政課長） 資金管理会議について、何度も御説明して申しわけございません。おっしゃいましたように、資金の場合、調達と運用と、大きく2つございまして、運用につきまして、今、言われたように、資金が要る時期にはきちんとないといけない。逆に、言い方は悪いのですけれども、余裕のあるところは最大限生かそうということで、リスク管理をしながら運用してございます。繰り返しになりますが、その中で減債基金については、おおむね、満期一括償還という形で借金したものを返してございますので、10年間積んで償還期が来れば、それを取り崩してお支払いするという形でやっております。

そういう意味では、一番長いものであれば、毎年積んでいきますから、額は一定ではございませんが、10年の間に支払い期が重ならないところで、これぐらいはということで、極端に言えば最大10年運用できるものもございましてけれども、金利の情勢がどこまで安定していくかというのもございまして、現在は資金管理会議の中で、長いもので5年、それから短期で2年を有価証券、国債、あるいは、たくさん都道府県が出されております地方債を使って運用しております。また、その中でも、最近、短期金利において2年もの国債を上回るような情勢もございまして、必ずしも短期、長期という固定的なものではなく、一番有利で、しかも資金需要にこたえながらリスク分散をしているのが実態でございます。

○質疑（高木委員） 専門の方がやっておられるのですから、私がどうこう言うことはないと思いますが、もう少し、実際問題、利回りが出てくるのではないかと思うのです。県債借り入れですが、一般公共事業債、一般単独事業債等は、将来の公共投資に対する借入金ですから、将来負担をお願いするというのは、これは理解できます。それから、減債基金とか臨時財政対策債、毎年出して臨時というのもおかしな話ですが、それは100%国が保障するというものですから、これも理解できますが、退職手当債、過去の債務に対して将来の方に負担をお願いすることについて理解ができないので、わかるように説明してください。

○答弁（財政課長） 退職手当債につきましては、従来から許可されていたものではございません。国の許可をいただいたのは平成18年度からでございます。

この理由といたしましては、皆さん御案内のように、いわゆる団塊の世代が非常に大量に退職される、経常的な、平年的に退職されているレベルであれば、通常の

歳入で支出できるものが、平均いたしますと1.5倍から2倍ぐらいの退職者数となりますことから、この部分について、国に許可をお願いして発行し、支払いをしているものでございます。

過去からのということでございますけれども、例えば今回でも、19年度決算で302億円ぐらい退職手当をお支払いしたわけですが、全額起債で認めてくれているか、また本県におきましても全額その先に借金を送っているかということではございません。平年度的にあったであろうという退職者については、現金で手当をしております、今回で言いますと、先ほど申しましたように124億円前後だと思っておりますけれども、302億円のうちその部分だけは平年以上ということで、借金という形、起債という形でお支払いしております。ただ、それにつきましても、国の方で、今ある定数管理の中できちんと見直し、そのすき間が出たもので将来返していきますといった定員管理上のこともきちんとやりながらということで許可をいただいておりますので、安易にそういう形に頼らないよう運営してまいりたいと思っております。

○質疑（高木委員） 定数管理等で合理化できた部分についてと理解していいのかと思うのですが、それであれば、302億円のうちの124億円といえは約40%であり、そのような合理化ができたかと理解しておけばいいのですか。

○答弁（財政課長） 合理化というのは、単年度ということではございません。将来にわたって、例えば10人定数削減すれば、その削減効果というのは将来にわたって出るものですから、それを見越していいですということでございます。

○質疑（高木委員） 基準財政需要額の中には、退職手当に相当する部分も需要額の中に見込んであるとお伺いしました。それは毎年度、需要額の中にあるわけですから、今大量退職者が出るから突然退職金が発生したわけではなく、過去から退職金が何年後には幾ら要るとはっきりわかっているわけですから、その段階で、交付税で計算された理論上の数値は当然積み立ててあったと私は思っていたのですが、1円もない。しかも、支払えないから借金するということについて、今の説明で例えば2割とか15%ぐらいが合理化部分で、人数でいってもそうだと思うのです。起債を起こさせてくださいという話なら理解できますが、40%というのは、先ほどの説明で本当によろしいのでしょうか。

○答弁（財政課長） 今、委員がおっしゃいましたように、毎年、交付税の中に一定額が、実際にキャッシュとして来るかどうかは別でございますが、需要額としては算定をされております。基本的に、私の理解といたしましては、その額を積んで当該年度にそれぐらいの人がやめているということで、入ったものを崩してお出ししているというのが平年度ベースというふうに思っており、よって今の大量退職者が非常に多い状況においては、それを超えている、ただ、高木委員がおっしゃいましたように、それは去年、おとしわかったわけではなく、例えば入った年から、35年たてば定年が来ることはわかっていただろうと言われれば、そのところはなかな

か御答弁できません。ただ、そういう積み立てをするには、財政状況も近年厳しかったということは、一言だけお答えさせていただきます。

○質疑（高木委員） 124億円の県債を発行されているのですが、逆に減債基金の積み立てが出納閉鎖時点の19年5月末と20年とで約90億円積立金がふえています。国債で運用すると事前の説明でお伺いしました。国債であれば1.5%ぐらいで回るということで、県が発行した退職手当債は見合うのですから、別にいいのかと思ったのですが、先ほどの説明によると全部をそうするわけではないということであり、両建てにする意味がどこにあるのか。金利差があるわけです。退職手当債は、少なくとも1.5%とかという金利が要るはずだと思います。それに対して現金で積む減債基金、回っても0.7%ということですから、差額が0.8%ある、いわゆる金利差が必ず出てくるのです。理論的には間違っているのかどうか知りませんが、個人的な思いから言えば、この90億円で退職金を払った方がよほどよい、なぜ、わざわざ借金して利息を払わなければならないという思いもあるのですが、この点についてはいかがですか。

○答弁（財政課長） 御指摘のように、その活用できる資金があれば、あえてその運用金利と借入れの利率を考えたときに、例えばキャッシュで支払う、あるいは借金をするよりは取り崩してでも払うということが、理屈上は正しいと思います。

ただ、減債基金のその積み立てにつきましては、満期一括ということで義務づけられておきまして、きちんと積んでおきませんと、将来、先に延ばすだけということになりますので、例えば、今積まずに退職金を払って、では10年先に、ほかの資金手当債は基本的には借りられませんので、そこのところでやむを得ず借入れは退職手当債とし、減債基金の一括償還分はきちんと積み立てるというふうにしているところです。

○質疑（高木委員） 124億円を借りないのですから、返さなくていいわけでしょう。何でこれに備えなければいけないのか。124億円を借入れすることと、90億円を積み立てすることは、財布は一つですから、別に124億円のうち34億円だけ借りて90億円借りなかったら、この90億円は返す必要がないわけで、そのまま消えてなくなるという話で、私の解釈がおかしいのですか。

○答弁（財政課長） 例えば、県債を借りるという場合に、退職手当債を借りる場合と、公共事業で借りる場合と2つあったときに、一般的な起債は、建設事業にしか充てられません。ですから、例えば今ある90億円を退職手当に充ててしまうという形にすれば、起債ができない。退職手当債については、いわゆる建設事業に充てなくてもいい赤字国債、赤字県債といいますか、そういうものに認められております。一方で、その中で事業をやっていこうと思えば、建設事業を行うための借金をしないとけない。事業をやるということで、単純に、色につかない借金であれば、おっしゃるように返すものと借りるものを相殺すればいいのですが、借りられる借金に色がついております関係上、それできちんと返すものを積むというふうになっております。

○意見（高木委員） 私の方も勉強不足ということで、なかなか理解できないので、また別の機会に時間を取りますので、御説明をしていただきたいと思います。

休憩 午後0時30分

再開 午後1時3分

○質疑（杉西委員） 権限移譲について、広島県は、リーダー的に、非常に積極的に行っており平成17年から5年間ずっと、どんどん権限移譲がされておまして、19年度には43.9%、4割強移譲しています。一応、この手元の資料では、ことしまた546事務を出されまして、20年度で66.3%を権限移譲するのだということで、非常に進んでいるわけですが、進めることに関しては非常に御苦労され、先ほども事務権限具体化協議会の中で市町の実情をしっかりと考えて移譲しているのだと説明がございましたが、そういったことでは非常に御苦労を評価するものでございます。合併と一緒に、その後どうなのか、一応、17年からことしで4年目でございます、移譲されたことがどうなのか、移譲を受けた市町がどういうふうにとめているのか、どういうふうに流れているのか、また移譲した方の県がそれを見てどういうふうな感想を持っているのか、移譲後のフォローアップはどうなのでしょう、されているのでしょうか、いかがですか。

○答弁（市町行財政課長） 権限移譲につきましては、委員御指摘のように、これまで予定する事務の約3分の2の移譲を終えたところでございます。移譲に当たりましては、市町と協議をしつつ進めてきたところでございます。その結果、例えば市町におきまして福祉事務所の設置でありますとか、パスポートの申請等でありますとか、より住民に身近なところで事務が完結できるよう進んでいるところでございます。

専門的な知識なり能力の要る業務もありまして、市町の方もいろいろと御苦労をされてきているわけですが、県としても特に人的な支援の面で応援しながら進めております。その結果、市町においては、当初、結構大変であったけれども、窓口を一本化できたことで、住民からも喜ばれている部分もあるというような声も聞いております。ただ、今後、残り3分の1に向けて、我々としても今まで以上に市町と協議しながら進めていかなくてはいけないと思っていますので、理解を得ながら、また実態も踏まえながら進めていきたいと思っております。

○質疑（杉西委員） 移譲前は、先ほど言ったように、一応、市町といろいろ協議をされて移譲されるのでしょうか、移譲後はどうかということ聞いたのですが、来年、21年度は、もう5年目で最後でございますが、大体今の思惑では、ほとんどそのまま予定どおり移譲されるのでしょうか。

○答弁（市町行財政課長） 残り3分の1につきましては、ことしと来年ということでございます。可能な限り、来年度までの期間の中で移譲が進むように努力をしていきたいと思っております。

○質疑（杉西委員） 移譲される方もいろいろな分野や専門職がありますので、一概に

は言えないと思うのですが、建築確認のことについて移譲もされておりますので聞いてみたいのですが、三次市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市と、広島市と呉市と福山市はもともとでしたから、今、移譲されているのが8つの市でございます。市で考えれば、あと6つあるのですが、そのあたりは、21年までには全部移譲されるのですか。

○答弁（市町行財政課長） 建築確認事務につきましては、特定行政庁ということで、建築主事を設置し業務を遂行していく必要があるということで、資格なり能力を持った職員が必須でございます。そういうことで現在、特に市については町に比べて比較的体制が整えやすいという部分もございまして、そういった点も含めて対応していきたいという話をしながら協議を進めているところでございます。特に建築確認は、開発行為もそうでしょうけれども、まちづくりの根幹となるような事務でございまして、今後、市町が主体的なまちづくりを行う上で必要な事務であると思っています。人的な支援も含めて、残り短いですが、準備を進めて、実現していきたいと考えております。

○要望（杉西委員） この質問をしたときに、能力がなければ人的な支援をして、県からも人を出して、そのように進めますという話をよく聞きます。今もそういう答弁だったので、それはそれでいいと思うのですが、ただ、今、5年間の計画をやっている中で、社会情勢もいろいろ変わってきているようなことも含めて、フォローアップはどうかと聞きましたのは、そのフォローアップも、やはりときどき振り返りながら、計画でこうしているのだからこう進めますという決まり切ったことではなく、何かやられているのでしょうかけれども、そういうことをぜひやっていただきたいと思うのです。

一つの例として、建築確認のことを聞いたのですが、建築業界も基準法あたりがここ1～2年変わってきております。昨年6月の改正基準法を発端としまして、非常に性能的にいいものをつくろうという世の中の動きになっております。例えば、建築士も、御存じのように、構造設計の1級建築士とか、設備設計の1級建築士というように、専門的に建築士法も変わってくるのです。そうなりますと、そういう専門的な建築士がチェックしたものでないといけないというように法律が21年5月から変わってくるし、それともう一つは、最近、瑕疵担保責任がどうのこうのとよく問題になりますが、ああいったことも法律で来年10月からは義務づけられます。特に、耐震偽装事件のようなことがあり、今までは仕様規定といいまして、避難階段がどうだとかというような法的なことのチェックでよかったです。今度は性能規定といって内容を非常に重視した法律が、ここに来て変わってきております。そういうことがあるもので、果たして本当に権限移譲でおろすばかりでいいのかどうか、逆に今度は能力を有する部分が要るのではないかと、この建築確認だけを見ましても思うわけで、そうするとやはり権限移譲ということももちろん大事なことでけれども、やはりスリムでスピーディーな県政ということが大前提でございませ

ようから、その中には、逆移譲ではないですが、この部分は県が能力を持っているから県でやるという部分もつくっていく、やはり5年間の中では時代も変わってきておりますので、そうした考えも時にはちょっと入れていかなければいけない。今、私が言ったことは、都市局でなければわからないと言われるかもしれないのですが、あえてここで言うのはやはり権限移譲室がその辺の軸の考え方をお持ちでございますので、都市局ともよく相談してもらい対応していただきたい。これは一つの例でございます、例えば福祉の方でもいろいろな法律がある中で、移譲を5年間やっておりますから、世の中の動きに合った、見直しをしながら、特に基準法のことにつきましては、昨年の6月20日の建築基準法改正に係る官製不況というのは国土交通省も悪いと思うのですが、はっきりしないうちにやったもので、恐らく県も困ったと思うのですが、今、法律がどんどん変わるのが3~4つ出ていますので、それらのある程度先読みして、県としてどう対応するのかということも考えておかないと、世間が大変だと騒ぎ出しからでは対応が非常におくれます。ですから、去年の改正基準法の混乱の二の舞はしたくないという気が非常にしておりますので、権限移譲も大切ですが、その中身、逆の権限移譲、県に集める、県だからできるのだというものもつくる必要があるのではないかと思います。これは、きょうここで答弁というのは難しいでしょうから、要望しておきますけれども、そのあたりもしっかり考えていただきたいと思います。

○質疑（門田委員） 実はいきのう農林水産局関係審査で職員の採用のことについて質問させていただきました。採用の実態を見ていますと、1人の採用という専門職があるのです。他にもたくさんある。きのうそういう部分でお聞きしたのですが、きょうは、全体をひっくるめて見てみますと、この2年間ぐらいは知事部局全体で30人ぐらいしかとっていない。その前は20人ぐらい。その前はもっと多い。そのようなことで21年度まで来て、今後、その先はどうなるのかといったときに、団塊の世代を中心に多くの方が退職される。継続して1人という専門職をとっておられるのだけれども、専門職にこだわらなくてはならない理由がどこにあるのかというのが、ひとつ私が見えない部分です。

というのは、今、申し上げたのは、一般土木で土木職という職種があります。それ以外に農業土木という職種がある。農業土木は1人なのです。農業土木の大きな仕事は、例えば構造改善というような部分で言えば、9割方、大体県内では済んでいると思っています。そういうような状態でも、なおかつ農業土木を採用している。しかし、私から言えば、実際に工事をするとか、そこらに若干の違いはあるにしても、一般土木で採用された方が、配置換、人事によってそこらを若いときに一生懸命勉強してもらえば十分に対応できるという部分があるのではないかと思います。そうすると、余り過去の流れの専門にこだわるのは、すべてとは言いませんが、一般的にまとめて対応していいのではないかと思いますという感じがするのです。

そういう目で見てみますと、1人というのが一番直近の例で言うと、6~7職種

ぐらいあるのです。それと、また中にはゼロという部分もあり、そういうものが、これから先長い間を考えたときに、広島県庁内の人事のバランスというのですか、それがどのように変わっていくのか、そこらの見通しをお聞きしたいと思います。

○答弁（人事課長） 職員の採用に当たりましては、御案内のように、平成16年11月に現在の第二次行政システム改革推進計画を立てて、それで一つの目標として、スリムでスピーディーな県政を志向するというに基づき、職員数の削減ということに取り組んでいます。そういうことで、5年間で、全体で2,800人、知事部局等で1,200人ということに取り組んでいる関係がございまして、17年度以降、今おっしゃいましたように、採用をある程度絞っている中で、危機管理とか、今も言われた専門職の技術の継承ということもございまして、最初に必要な専門職種について必要な採用をした上で、全体の中であとの職種を考えているというような状況で、今、推移してきているところでございます。

ということで、近年、抑制したということと、先ほどおっしゃいましたように、団塊世代が抜けてきたということで、職員の年齢構成を見たときに、5歳きざみで考えますと、41～45歳、その次が36～40歳という中堅層が一番多い構成になってきております。逆に、一方で、今申しましたように、抑制しているという関係で、20歳代、30歳未満が数%になるようなことがございます。

そういう中で、少ない職員の年代のところをいかに育成していくかということと22年度以降どういう採用をしていくかということが、職員採用に関してなり育成に関して、今、大きな課題と受けとめておまして、そういうもろもろの事情を考慮しながら、今後の採用計画を立て、計画的に採用していきたいと考えているところです。

○質疑（門田委員） ここ数年、実際に採用された方々は、10年たてば中心的な戦力だろうと思います。そういう方々が非常に絞られて少ない。その限られた中では間違いなくあなたは局長になる、部長になるというようにいわゆる競争原理が働かない、そういう職員構成になるのではないかということが一つ懸念としてあります。これはやはり組織としては体力が落ちるといいますか、活力がなくなる。本当に県政全体で見れば、ゆゆしき問題だと思うのです。だからといって、限りなくふやせと言うのではないのですが、せめて多様な能力、多様な人材を有効に生かすためには、整理して専門職とはいいいながら、できる者は幅広くとって、配置換えなどで対応する、そういう思いがするわけです。

今後、22年以降どういう計画をお立てになるか知りませんが、もう一つ言いますと、仮に10年後と言われている道州制を見据えたときに、広島県の人材というのは、広島県出身の州庁職員が人手不足で、その道州制でどういう役割を果たせるのか。十分な戦力にならず、国の出先の問題もありますけれども、今の他県の方々がそこを押さえてしまうのではないかという危惧すらしかねない。そういう意味では、広島県としては、やはりそこらを視野に入れた人材を確保してほしいし、育ててほし

いと思います。

もう一つ、実は、きょうは教育委員会ではないのですが、教育行政職、教育職がありますが、その採用も10数年前から知事部局とは別になりました。現在は、教育事務というように言っておられます。これらも、私は一般事務として、10数年前のように知事部局と一体にしてとられて入り口は一つ。当然、自由な構造であると、その中で競争をさせる方へもっていくことにより、キャパが広い中で人材が育つのではないかという思いもしているわけです。その辺で御意見なり、どうですか。

○答弁（人事課長） 今、おっしゃいました、将来、10年後とか道州制ということもございしますが、私の認識では地方自治というのは大きな激動の時代へ向かっており、最初にありましたように自治的な道州制へ向けて過渡期にあるという中で、本県としてはそういう取り組み、流れを先導してきたという自負がありますし、今後も県としてそういうことを全国的にもリードしていかなくてはいけないという認識のもとで、それを支えていくには、そういう変革期に、柔軟かつ積極的に対応できる人材を確保する。そのために、おっしゃられたような採用のあり方とか、今後の育成の仕方だとかを考えていくということが、ますます重要になってくると思っております。

そういう中で、先ほども農業土木等出てまいりましたけれども、今から、限られた職員が県においてそういう変革期に対応していくためには、専門的な知識を積み上げていくのとあわせて、より幅広い分野での仕事も経験して、いろいろと大所高所といいますか、そういうような的確な判断が下せるよう人材育成をしていくための人事異動、ローテというようなものも検討してまいりたいと思っております。

○質疑（門田委員） 例えば、最初に言いましたように、1人とか、ゼロとか、ゼロはともかく、1人という募集人数に対して1人合格する。しかし、応募者は複数いたとします。1人のところへ来る人というのは、もし仮に、例えば広島県と広島市の両方受かったとします。広島市に行くという選択が限りなくあるのではないかと。というのは、ここに将来の活力を見出せない、自分の職場として元気が出ない、そういう意味で、例えば直近の採用試験で、30人でありながら28人しかいない、2人がなぜ逃げたのか、そこらをやはり吟味すべきで、そのぐらい重要な問題ではないかと私は思っております。広島県の今の職員の士気とか、今後の自分たちの働く職場に魅力を感じられるのかどうか、何かそこに私は非常に不安感を持つのです。そこを含めて御意見ををお願いします。

○答弁（人事課長） 今、採用職種によって募集1人ということで、なかなかハードルが高いと思って敬遠される方もおられますが、その中でも県に行きたいということで、本年度の採用試験でも30名、1名身障がありますので29名の公募に対して大体平均で10倍ぐらいの方が受けていただいている状況でございます。

それで、今後、どういう職員としていくのかというのは、なかなか、今、明確にすることはありませんが、先ほど言った過渡期という中で、県の責務を果たして

いくというのが、私自身そういうことが今から県職員としては果たしていかなくてはならない使命とっておりますので、そこら辺も含めて、おっしゃったような指摘も踏まえて、今後の採用とかあり方については十分検討をさせていただきたいと思えます。

○質疑（門田委員） 最後に1点、これはきょうの皆さん方というのは、そういう人事面で一番中心的な立場、ほかの各部局に関係することがありますけれども、ここで聞きたいのですが、例えば、教育の世界で、来年度国がどうなるか別にして、広島県も例えば指導教諭とか主幹教諭、そういうものを新たに給与表の中につくろうとしている。これは、指導教諭としてそれに位置づいた職員、今それはないのですけれども、一たん位置づいた人を下げるといふか、降格することは非常に難しいのです。主幹でもそうです。しかし、新たに指導教諭や主幹という給与表をつくる、そういうものを細かくつくってしまうと、柔軟性が非常にきかなくなる。まさに降格ですから、なかなか手続は大変です。本人が希望すれば少しは易しいかもしれないけれども、非常に難しい。そうしますと、余り細かくし過ぎると、いろいろな意味で柔軟性をもって多様に対応するという人材の使い方というのが、働いてもらう働き方が制約されるのではないか、いい方だけ見れば、そこで生きる人材もいるでしょう。しかし、人というのはなかなか難しく、思ったように働いてくれるか、適材適所かどうかわかりませんし、なかなか難しい。そのときに、その制度に縛られてしまう可能性があるのも、私は先ほど言った教育事務にしても、今の指導教諭とか主幹教諭とかの給与表を新たに作ることにしても、もう少し慎重に幅広に考えてほしいという思いを持っているのですが、局長、そこらで何かありませんか。

○答弁（総務局長） ただいま御指摘のありました指導教諭とか主幹教諭のお話につきまして、今、教育委員会と一緒に検討を進めているところでございます。釈迦に説法みたいな話になりますので、こういう職をまとめられてきた国の制度改正の流れ自体は、委員はもう十分御承知だと思っております。教員が子供と向き合う時間をしっかり確保するために、学校経営のあり方を根本的に考えていったときにどういうやり方が望ましいのかという流れで、こういう議論というのは出ているのだと思います。その話題にかかわらず、今回、門田委員から採用の、言ってみれば公務員としての入り口のところから、実際に公務員として生活を送っていく育成の過程、これら全般にわたる中で、細かく区分けするのではなく、もう少し大きくくりでやればいいのかというお話であるとか、あるいは全体の採用自体が30であるがどうなのか、こういったことが全体の御指摘だったと思っております。

私どもは、まず区分けして、厳しい財政状況のもとで、しかも将来の道州制を見据えたときに、一定の体質改善と申しますか、スリム化の要請も避けられない部分はどうしてもあるのだろうと思っております。今、身分保障という形での制約のもとで、しからばどういう形で全体をスリムな形に持っていくのか。どうしても採用段階のところには手をつけなければいけない。選択の中で、現在の厳しい採用抑制と

いう形が続いているということでございます。先ほど人事課長からお話し申し上げましたように、このような状況がずっと続くと、人事バランスという形では私どもも決していい状態ではなく、新しい活力がどんどんわいてくるような仕組みにはなかなかないと思っておりますので、そのあたりの問題意識と、先ほどから言っております大きな世の中の流れ、あるいは財政状況などと照らし合わせながら、今後のあり方というのは、おっしゃるように真剣にまた議論していかなければいけないと思っております。

ただ、その中で、採用の入り口の区分けの問題は、技術の承継の問題ですとか、専門性を確保したいという我々の要請ももちろんありますし、はっきり申しまして、優秀な人材を確保したいという思いは、これは私ども共通の思いでございますので、その際に果たしてどういう入り口にした方がいいのか、こういうことはしっかり考えていかないといけないと思っております。母集団を、どういうところに求めていくのか。そういうもの等も含めて考えていかないといけないと思っておりますが、1点、委員に御理解いただきたいと思っておりますのは、例えば、卑近な例で幾つもあるのですけれども、総務局には財政当局に農業関係の技術の職員として入った者が、現状確か2名活躍しています。そういう形で、本人の適性も見ながらではございますけれども、さまざまな経験を積ませて、仮に農林に戻っても狭い升だけの発想で物事を発想する形ではなく、幅広い行政経験を積みながら、今の時代に何が求められているのかというものを、それぞれの部署でしっかり判断できる職員の育成というものを、私どもこういったところにも意を用いていきたいと思っております。一例しか挙げておりませんが、場合によっては、当然、そういうところからステップアップして、別の局でむしろ主体的に動いてもらうとか、そういうことも当然あり得ますし、これまでもそういう例はあったのですけれども、そういった形で入り口だけではなく、公務員人生は長い期間ありますから、どういう形で私どもが一人一人の人材を育てていくのか、この視点は欠くべからざるものだと思っておりますので、委員から御指摘いただきましたような問題意識をしっかりと頭に入れながら、職員をどういった形で確保していくのか、そして、どう育てていくのかということについては今後も慎重に議論していきたいし、検討していきたいと思っております。

○意見（門田委員） 最後に、そういうことで、入り口はどうであろうと、途中でしっかり研修して資質を高めることができるということ、それは間違いないです。ただ、いろいろな意味で、入り口で席を設けておくと、ハードルが途中であるというところが私は気になる。それから、先ほど教育事務のことも言いました。もう一つ県全体で言えば、警察事務もあるわけです。そこらも踏まえて、本当に少人数だけれども関係のものを多様に使える、そういう大きな発想もかつてはあったので、警察事務も一緒にそういう意味で検討してほしいという思いを持っております。

○質疑（砂原委員） 人件費について伺います。

平成19年度の決算を見ますと、3,147億円という数字が出ております。平成18年度決算額3,197億円と比較すると、約50億円の減額となっておりますが、この理由を教えてください。

- 答弁（財政課長） 人件費減額の内訳でございますけれども、これは委員御指摘の今の人件費は、性質別という分類でございます。その内訳を申しますと、退職者の減による退職金が、そのうち19億円程度を占めています。それから、もう1点、19年度、期末・勤勉手当につきまして、管理職についてカットした月数にして、これが7億円程度ということ。もう1点大きいのは、県立大学が独立行政法人化したので、その部分が人件費から性質別で申し上げますと補助費というところに移っておりますので、トータルで50億円減っております。
- 質疑（砂原委員） 結局、差し引きしていくと、約11億円しか下がっていないというのが実態だろうと思うのですが、合っていますか。
- 答弁（財政課長） 実質的にはそういう形になります。
- 質疑（砂原委員） 実は、この人件費を平成15年から同じ視点で見えていきますと、15年が3,327億円、それから16年が3,245億円、17年が3,186億円、18年が3,197億円ということで、15年と比較しても約140億円しか減っていない。ところが、実態はこの主要施策の成果に関する説明書の中には、たくさんの人員が減っている。なぜたくさん人間が減っているにもかかわらず人件費が余り下がらないのか、その辺はどういうことでしょうか。
- 答弁（財政課長） 基本的には、1人当たりについては、ざっと総額で申しますと、1人職員を削減すれば、600～800万円ぐらいの額の人件費が要らなくなる。それで、今、委員がおっしゃった140億円を割れば2,000人以上は減っておりますので、それなりに人が減ったものが金額としてあらわれていると思います。
- 質疑（砂原委員） 実は、同じ時系列で平成15年から、普通建設事業を見ていきますと、普通建設事業が870億円、県の財政が厳しいからということで、着実に減っていきます。人件費に関しても絶対減らさないといけないということでやっているのだけれども、平成15年から比べてもたったの140億円しか減っていない。19年は、財政健全化に向けた新たな具体化方策の初年度だったわけです。それで、211億円の財政健全化対策を打ちますと言ったのだけれども、一般職の3%カットをしなかったおかげで、当初の計画から55億円落ちており、156億円の効果しか出なかったということになっているわけです。何が言いたいかということ、普通建設事業は着実に落としていっているけれども、人件費は頑張ったけれどもできませんという言いわけになるような気がするのです。普通建設事業ができない、つまり公共事業ができないということになると、これは都市基盤整備のおくれにもつながって、ひいては県民が犠牲になるということではないかと思うのですが、公共事業だけしっかり減らして人件費は減らないというのは、これは県民になかなか納得してもらえないのではないかと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○答弁（財政課長） 非常に財政状況が厳しい中で、いろいろな経費の節減から始まって、事業の見直し等を今年度までずっと実施してきております。その中で、委員から御指摘がございましたように、普通建設事業につきましても、計画的に16年度から18年度、それから19年度から21年度に向けて事業費を見直して落としていっております。普通建設事業だけではなくて、その他の事業でいろいろな経費を見直せるものは見直していく。逆に、なかなか見直せないものとして、例えば公債費につきましては、過去借金してございますので、平成15年度は1,400億円余りが、今度は1,430億円ぐらいにふえているもので、どうしても支払わなければならない。そういった中で、県民の皆さんに影響が起きないようなところへ重点的に事業の見直しをしていかななくてはならないということで進めてきているところでございます。

○質疑（砂原委員） 人件費につきまして、もう一つ大きな要素で人事委員会勧告があると思うのですが、民間給与が県職員給与よりも1人当たり1,513円上回っているというのが、平成19年の人事委員会勧告になっております。それで、この根拠となる民間給与というのは約300社を対象として出されているということになっておりました。その中身を見てみますと、従業員数が500人以上の企業が123社、それから100人以上500人未満が102社、そして100人未満の企業が46社、こういう数字に基づいてやっている。

それで、なおかつ、ちょっとスポット的に1点だけ見たのですが、500人以上の企業で、事務部長平均年齢51歳の給与が約71万円、それから100人以上500人未満の企業で、事務部長平均年齢約52.7歳で給与が54万円、そして100人未満の企業では平均年齢が53.1歳で給与49万円。単純にこの全部を平均してやっているとは思いませんけれども、給与水準の高い企業のサンプル数を多くすればするほど、当然平均の給与費というのは上がってくるはずなのです。こういうやり方が本当に正当なのだろうかと疑問を持たざるを得ないと感じたわけなのですが、その辺のところについて人事委員会はどうお考えでしょうか。

○答弁（公務員課長） 今の500人以上、あるいは100人から500人未満、あるいは50人以上100人未満でございますけれども、これのサンプルにつきましても、全国的な枠組み、各県の人事委員会、政令市の人事委員会、それらの大きな枠組みの中で整理させていただきましてサンプルをとらせていただいているという状況でございます。

○質疑（砂原委員） そうではなくて、このことについて公平性に欠けるのではないかというところについてどういうふうに考えているかということです。

○答弁（人事委員会事務局長） まさに委員御指摘のような声が全国から上がったことによって、平成18年度から、今言っていただきました50人以上規模の企業と比べることが始まっております。実は、それまで30数年にわたって100人以上規模の企業と国家公務員、地方公務員の給与を比べておりました。その中で、50人規模が少な過ぎるのではないかという御指摘だと受けとめておりますけれども、それは先ほど申しましたように、現在、国家公務員、地方公務員全体で、その数ということ

でやっておりますけれども、またそのような声によって配分なども全国的に変わってくるという形だと認識しております。

○意見・質疑（砂原委員） 東京の給与表と広島を比べても話にならないし、広島と例えば島根、鳥取と比べても、やはりその地域の特性がある。この100人未満というのが大体地域の企業の趨勢をあらわしている可能性が高いわけですから、ここら辺を100、100、100という感じでやっていかないといけない。何が言いたいかというと、この人事委員会勧告によって、県職員の皆さんは、自分らの給料がそんなに高くないというふうに認識していらっしゃる。ところが、我々が接している広島の企業、中小企業は、何で公務員は、あんなに給料が高いのかと思っているわけです。

つまり、人事委員会勧告というもので、県職員が給与について、自分らの給料は安いのだからもっと上げてもらわないと困るというような雰囲気醸成されてしまって、なかなか人件費削減がしづらくなる、組合交渉等含めて、非常にしにくくなっていくのではないかと思うわけで、これ以上は言いませんけれども、人事委員会勧告というのは非常に重いし、であるからこそ、もう少しその中身の評価点をどこに絞るかということを経査して、これは国の指導があるとかと言うのでしょが、そこら辺はやはり地域に合ったような見方をしていくようにしていただきたいと思えます。

最後に、やみくもに県職員の給料を削れと言っているのではなくて、今、財政が本当に厳しいから職員の給料もカットするというふうに言っているわけです。

ただ、普通建設費と人件費との減り方の差を見てもわかるように、やはりこういうものは痛み分けでなければいけないと考えており、財政健全化のために普通建設費を削るのはいいが、そういう人件費のところも思い切った削減を考えていかなければいけないのではないかと思います。

ただし、ずるずる今のようになん年にも決めずに、いつまでも削減されたら県職員ももたないと思う。だから、ある程度年限を切って、財政を健全化させて、また給料を戻してあげるといふような考え方とどこんやらないと、人件費に手をつけなければ絶対に財政改革はできない、私はそういうふうに思うのですが、局長いかがでしょうか。

○答弁（総務局長） 今、私どもの取り組んでおります財政健全化策についての御意見をちょうだいいたしました。まず、これは砂原委員がおっしゃっている中でも御指摘いただいておりますけれども、人件費のカットを前提としないと財政運営ができないというような状態自体、これは好ましい状態ではないと思っておりますし、そういう中で、厳しい財政状況のもと、何としても財政運営はしっかりしていかないといけないという流れの中で、私どもとしては、県民の皆様方だけに一方的に負担を強いるというわけにはいかないという思いのもとに、今、つくっております具体化方策も、大きく3つの柱にしているのですが、歳入の確保というものと、あと2

つが事業の見直し、そしてもう1つが内部努力で、そこのかかなりのウエートを県職員、議員の皆様方の報酬等も含めてですけれども、そういったカットで一定の部分を買っている状態が続いております。

そういう意味では、ボリューム感として内部の努力というものも県民の皆様にご理解いただける程度の規模にはしっかりなっており、この決算の数字で、1点、ここは御理解いただかないといけないですし、私どもも県民の皆様にごわかるように説明しなければいけないところは、公債費のすべてが過去の投資によるものだとは言いませんけれども、ただ相当割合が過去の投資によるものでございます。

先ほど、財政課長が申しあげましたように、平成15年度から、横ばいに見えているかもしれませんが、実は、この間、非常に厳しい台所事情になりまして、償還期限が来たものの、制度上許されるものは後の年度に振るとか、公債費の平準化というような言い方をしておりますけれども、例えば20年償還であったものを30年にするとか、償還期限が来たものを借りかえるとか、そういうような手法を講じて、後に振っている経緯があるものですから、ちょっとこの間の動きだけでは、実は公債費の動きというのは正確には申しあげられる状況ではないわけです。

したがって、実は投資を相当抑制しているにもかかわらず、まだ公債費の抑制は歯どめがかかっていない状況で、今、私どものあくまで推定でございますけれども、平成26年度時点では、この数字はこれ以上後に振れないものですから、1,600億円規模ぐらいには、この公債費の部分はなるという見通しをしております。

したがって、投資のその見かけの数字とそういうものもあわせ持って御判断いただかないといけない部分があるということをご理解いただいた上で、私どもとしても、長年にわたって、財政健全化の取り組みをやって、直近を申しまして、一つ前の具体化方策では、約600億円から700億円と財源不足額を定めて、少なくともまず3年間で半分ぐらいのところまで持っていこうとしておりました。ところが、この間の三位一体改革等の影響によりまして、なかなか思うようにいかなかった。しからば、次の3年というのがなかなか厳しい中で、少なくとも前の3年と同程度のことはしないとけない、こういう思想を出発点として物事を整理したのは皆さんに御説明しているとおりでございます。

ただ、最終的に財政健全化を果たすためには目標値に向かって整理をしていくという視点が、どうしても必要になりますし、それに向かって、例えば、数年間こういう厳しい対応を何とか、職員もそうですけれども、県民の皆様にごお願いするというのが筋だろうと思っております。そうはいいまして、現行の地方財政制度では、なかなか私どもの自由がきかない部分が相当程度ありますけれども、与えられた制約の中で、どういう形で将来に向けたプランニングをしていくのかという視点は絶対持っておかないといけないと思っておりますので、今後、健全化の取り組みをしていく上で、今、委員から御指摘いただいたようなことをしっかり念頭に置いて、対策のあり方というものを考えていくつもりでございます。

○要望（砂原委員） 公共工事というのは、ほとんど起債しなければいけないということで、公債費が残っていく。それで、国が十分に交付税措置をしていないがために、積み残しがふえていって今の状況になっているというのは、すごくよくわかるのです。

ただ、退職金は別として人件費は起債しないわけです。つまり、全部最初に現金で人件費は取っていくわけです。残った分を起債して事業をやっている。だから、公債費の中身はほとんど公共であるという話になっていくわけであって、これは国がつくった実に巧みなシステムだと思っていますが、県として、おっしゃるとおりで交付税措置がきちんと約束どおりにされないという腹立たしさというのも非常によくわかるのだけれども、やはり県民に納得してもらえようような財政健全化策をもっていかないと、県民ばかりが泣くのかというような意見がなされてしまうと、やはりそれは正しい政治ではないと思いますので、苦しいのはよくわかりますけれども、そういうところを踏まえてしっかりと、新たな具体化方策3年目ということになりますから、頑張ってくださいたいということをお願いしておきます。

○質疑（蒲原委員） ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うでなかなか合わないところが多いのですが、財政の健全化対策について、県はことしで11年ずっと行っていていっちゃう。最初、これは平成9年10月に財政健全化計画というのがあるのです。それから、具体的に取り組みをずっとされてきた。そして3年後の平成12年には、改めて再建計画をつくって、中期財政運営方針を定めております。大体、年間500～600億円くらい足りなくなるから、これを何とかしなければいけないというので行ったのですけれども、どっこい国が平成16年に、三位一体改革で地方交付税を大幅に削減してきたのです。

具体的に、平成10年から平成19年までのいろいろな指標、数値をずっと調べてもらったのです。なぜこんなことになったかいろいろ考えて、御承知のとおり、国の予算がどういうふうにして決まるかということ調べてみました。もう少ししたら概算要求があるのですけれども、最初に支出が幾らあるかというのを決める、収入が幾らあるかというのはそれから後なのです。まず、どれだけ新年度予算でお金が必要かということ概算要求で出す、そして、税収は幾ら、そのほかの収入は幾らということで、約80兆円の規模の予算の中で、税収等いろいろなもの、財源として入るものは半分ぐらいしかないのです。だから結局、不足分は借金をしなくてはならない、国債を発行しなくてはならない。

ところが、財政法を調べたら、国の借金はしてはならないというふうになっている。財政法では、国債を発行することは禁止されているわけです。ところが、その中で唯一例外を認められているのが何かと言ったら建設国債です。いわゆる橋をつくったり、あるいは道路をつくったりするのは、財産として残るから認めようと、これは国会の承認が必要ですから例外です。大体80兆円ぐらいの規模で5兆円から6兆円ぐらい、毎年、建設国債というものを発行している。ところが、それでも足

りないから、結局、あとの30兆円というのは、小泉内閣でも問題になっていましたけれども、何かと言ったら、普通の赤字国債なのです。これは禁止されているのですが、巧みに政府・自民党は、これまでずっと国会の特別決議を毎年やって、行ってはいけない赤字国債をずっと発行してきたのが、今日の財政状況なのです。だから大赤字で、もう既に国債の残高は800兆円を超えたとされています。国の予算の10倍以上です。

しかも、財政法をよく調べてみると、日本銀行は国債を引き受けてはならないとされており、なっているのですが、実際には、大体1割から1割5分ぐらいの借金をずっと日銀が引き受けている。これは何かと言ったら、1万円札を印刷して、どんどん出せばいいのですから。しかし、法律ではそれは禁止なのです。でも、実際には日銀は国債を引き受けて1万円札を印刷して出しているのです。

それは、なぜいけないかと言ったら、要するにインフレになったり、金の価値が下がって混乱を招いてはいけないので法律で禁止されている。でも、それをどんどん国会で勝手に決議して、こんな大借金をして、そのしりぬぐいをずっと地方にさせてきたのが国の施策なのです。県は、先ほども県債の残が1兆8,000億円余りと出ていました、利息を入れたら2兆円ぐらい。

それぐらいでも、この10年間ずっと人件費の削減とか、公共事業の削減とか随分やってきました。国家公務員は、これだけ大赤字を抱えていて、しかも1年間の予算の10倍以上の借金を抱えておきながら、賃金カットなんかやったためしがない。総務局長は、国から出向させられて、広島県で賃金カットされて非常に気の毒だと思うのです。そういう状況の中で、地方交付税は、平成12年の一番多いときは2,677億円来ていた、ところが、平成19年度では1,656億円で、1,000億円もダウンしているのです。これは、どんなに10年間いろいろなことをやられても、どうしようもないぐらいの金額です。

いずれにしても、これだけ人件費を削減し、いろいろなことを11年間やってきて、19年度の経常収支比率は18年度で91.2%、これは大体70~80%ぐらいがいい数字で、それを超えると財政硬直化すると言われていた。それが19年度は何と98.3%になっている。ずっと11年間を見ても、そんなに数値は変わっていないが、19年度は経常収支比率が98.3%になっている、急に上がっている。これはどうしてかと言うことを最初に聞かせてください。

○答弁（財政課長） 経常収支比率につきましては、19年度で、委員御指摘のように、91.5から98.36と6.8ポイント増加しております。計算式を申し上げますと、経常的に必要な歳出を経常的な収入でどれだけ賄えているかということで、そういう意味から言うと、2つの面がございます。歳出の方が公債費等、経常的なもので公債費の額がふえているということで上がっていること、もう1点、歳入面につきまして、決算の説明をいたしましたけれども、今年度、税源移譲の裏の関係で、所得譲与税というのが、税源移譲分以上に減額されています。そういったことで、今回大きく

ポイントが上がったと考えております。

○質疑（蒲原委員） いろいろと要因があると思うのですが、これは非常に心配なことなのです。財政再建は、20年度と21年度で、一応終わるとなっているのですが、もう1年、21年度はどうか、20年度の結果はどうかわかりませんが、こういう状況がずっと続いて、これは賃金カットとか、いろいろなカットが、どこでどうなるかということをも物すごく皆さん心配されている。いつまでもこんな状況が続いて、やりようがあるのだろうか。どこかでやはりきちんとしてもらわないと、展望が持てないではないか。ずっと財政再建で、我慢しよう我慢しようと、これからずっと行っていくのかどうかということがあるのですけれども、その辺はどうですか。

○答弁（総務局長） 先ほどから蒲原委員がおっしゃっていただいておりますところなのですけれども、国はバブルが崩壊した後、その景気を立て直すために経済対策という形で、財政出動をしました。お金のない中でそういうことをやっておりますから、当然ながら大半が借金で賄うということから今の状態はスタートしているのだと思っております。

その中で、私は個人的には、マクロの、全国の経済情勢をどうするのかというのは、これこそ国がいるわけですから、国のやるべき本来的な仕事であると思っておりますが、国と地方は車の両輪なので、地方にも応分の負担をしてもらいたいという中で、地方にも積極的な財政出動を要請されました。そこで、私ども広島県としても大幅な投資を、これはせざるを得ないところへ追い込まれていたというのが実情でございますけれども、それが短いスパンであれば、すぐに立て直す仕組みになったのでしようけれども、なかなか経済の立て直しがうまくいかなかった、あるいは税収にはね返ってこなかったということで、この期間が相当程度続いて、その償還についてまたどうするのかと、これが議論になったわけです。

この中で、国の方は、いろいろ構造改革という名のもとに、この赤字国債に依存するような、こういう仕組みから脱却したい、同じくして、地方交付税の原資もなかったわけですから、交付税特別会計の開閉等を前提にしながら物事をまわしていた、これが隠れ借金というような言い方で指摘されましたけれども、こういう財政運営をしていたら、早晩、国の財政運営が行き詰まるということで、今、厳しい歳出の抑制策を講じておられるというのが、全体の流れだと思っております。

ただ、そういう中で、私も国から来ておりますけれども、常々思っておりますことですが、国は何か事案が起こったときには、必ず自分だけで対応できないものですから、県あるいは市町村に対して、いろいろとこういう仕事をやってくれという義務づけをされます。この義務づけされている量というのは、相当なレベルがありますので、実は私ども自主財源で地方税収がこれだけありますと言っているのですけれども、その大半がそういうもので奪われるのだという構図をまず御理解いただきたいと思っております。

ですから、今、そういう義務づけだとか、そういうものをなくして、あるべき姿で、本当に必要なものはしっかりと補てんをしてもらって、それ以外のところは、地方に裁量をゆだねてくれ、もう国の方に任せていられないというのが今の分権の声として一つあるのだらうと思っております。

そういう中で、残念ながら、国は歳出の義務づけの見直しをまだ大幅にしておりませんので、そういう中で、全体を絞って、国の歳出の中でほかを厳しく切り込んでいるのに、交付税だけが伸びているのはおかしいではないか、こういうような論調で立法府に対して説明をしながら交付税のカットをしているというのが実態ではないかと私どもも思っております。

今なすべきは、それほどまでに厳しいのであれば、蒲原委員がおっしゃったように、まず国が決定的にこれ以上もうできないと、職員のことも含めてかもしれませんが、そういうようなものを地方公共団体の前で、あるいは国民の前でしっかり見せて、その上でこの部分も、我々もここまでやっているのだから地方公共団体の皆様をお願いしたいと、こういうふうな流れになるのが私は本来の形ではないかと思っておりますので、憤られている部分については、私どもも蒲原委員と同じ思いでございます。

そういうところですので、申し上げたいことは山ほどあるのですけれども、時間の関係もございますので、ぜひともいま一度、そこに根本的な問題があるということ、委員の皆様方にも共通の認識をいただきまして、私どももこれまで以上に努力したいと思っておりますので、国も厳しい台所事情ではありますけれども、国に対してそこは、そういう全体の流れをしっかりと押さえて、地方との関係を整理していただくような大きな要請とか、そういう働きかけを繰り返し行っていく必要があると思っております。

ただ、一方で、そうした中でも、私ども県民の皆様に向けて、もうできませんから倒れていいのですと言うわけにはなかなか参りませんので、そういう厳しい制約のもとでの財政運営というものをしっかり御理解いただきながら、その中で私どもとしてもベストを尽くしてまいりたいというのが、私の今の思いでございます。

○要望・質疑（蒲原委員） 24兆円もあった交付税が、三位一体改革で14兆円まで引き下げられたわけです。これは国のしりぬぐいですから、我々はその犠牲になることはない。11年間もこんなに努力をして、なおかつ、このていたらだから、もうそれは努力も限界に来ていると思います。だから、ぜひ、国に対してもっと強く働きかけをしてもらいたい。

もう一つ、これは19年度のアメリカ軍の超低空飛行訓練目撃情報の概要という資料が、国際課からこの5月に発表されております。何とこれは8市3町、11の自治体で目撃され、1年間に213日、1週間のうちに3日か4日は飛行機が飛んでいるということです。しかも、1日何回も飛びますから、目撃件数は977件という数字が出ている。

協定では、例えば学校とか病院の上は飛んではいけないとか、日曜日や土曜日はやっではいけないとなっているにもかかわらず、土日でも57件、病院やそういうところでも、どんどん平気で飛ぶ。これは空の暴走族という状況です。日米安保条約で、日本の国民の安全を守るという名目で、こんなことをやられたのではたまらないと言うので、何回も、10年以上ずっと言い続けている。改善するどころかふえていないではないですか。どうしたらいいですか。みんな困っている。何か事故があったり、そういう被害があつてからでは遅いのです。こうなつた以上は国会議事堂の上を飛ばせばいいのです。どんどんやっ、いかにうるさいかというのを国会議員にも知らせなければ直らないと思うのです。余りにも、日本政府は弱腰だと思うのです。知事は、そのたびに抗議しておられ、よくやっていると仰うのですけれども、ぬかにくぎみたいなので、抗議しても何の効果も出てこない。今度は、岩国に横須賀から飛行機が移転し、日本で最大の戦闘機の基地になる。ますますこれはひどいことになるといったときに、ありきたりの抗議をしてお願いしますと仰う、県民の安全を守られるかということが心配なのですけれども、これは8市3町の首長は、どんどん県にもそういう抗議をおっしゃられている、また国にもやっているので、一向に効果がない。どうしたらいいのですか。やはりきちんとした対応を考えてやっしてほしい。これは多くの山間部の住民の切なる願ひです。騒音がどんなにうるさいかは経験してみないとわからないと思うのですが、大変なのです。そのあたりの決意を表明してください。

○答弁（総務局長） 蒲原委員から御指摘のありました米軍機の低空飛行訓練は皆様御記憶があるかもしれませんが、御案内かもしれませんが、実は平成11年1月の段階で日米両政府の間で、今後の最低高度基準の遵守ですとか、今、委員がおっしゃいましたような土曜日、日曜日、あるいは祝祭日の飛行を必要不可欠なものに限定する等、6項目にわたる合意をいたしているのです。この飛行日自体が一定程度遵守されているならば、まだわかる部分があるのですけれども、実際には、今、御指摘がありましたように、土曜日、日曜日、祝祭日にも飛行がなされているという目撃情報も寄せられている。

また、その運用がすべて米軍側に任されている、ゆだねられているということから、これは県民の皆さんが生活しておられる地域で低空飛行訓練というものを継続される限りは、今、おっしゃいましたように、騒音のみならず、ひょつとしたら墜落とかという大惨事に発展しかねないという不安に対する根本的な解決にはならないと私どもは思っております。

したがって、知事の取り組みについては御理解いただいたと思つているのですけれども、関連する県がお互い連携しまして涉外知事会という組織を持っておりますけれども、ここで、こういったことがある都度、米軍側、あるいはもちろん日本国側の窓口になる外務省ですとか防衛省など、関係者に強い要請を行っているところでございます。

どうしたらいいのかというところは、なかなか私どもも考えられる限りの措置はとっているのですけれども、こういう声は今まで以上に、いろいろなチャンネルで届けていく必要があると思っております、私どもも、同じ思いをしている県が多数ございますので、連携して大きな声につなげていく、そのような地道なところをしっかりとやっていく以外にはないと思っております、引き続いて、そういう問題意識を国にしっかりとぶつけていきたい。実態が合意事項と、全く違うところにあるということをしかり指摘してもらいたいと考えています。

○要望・質疑（蒲原委員） 約束事を守らないのですから、それをしっかりと守らせて、なおかつ本当はそういう超低空飛行などやってもらっては困るというのが県民の声ですから、それを忘れないように引き続きやっていただきたいと思えます。

最後に、けさ、中国新聞を見てびっくりしたのですけれども、県立体育館の指定管理者の件で、総務局長のコメントが出ているけれども、3年前の18年度の契約が3億6,200万円で、今度は1億4,700万円、6割も減っている、そういう額で出したということですが、これは本当ですか。そこら辺をちょっと説明してください。

○答弁（行政管理課長） 3年前に、入札の予定価格といいますか3億6,000万円の管理費用基準額を設定しております、教育事業団からは、さらにそれを下回る提示があったので、1億4,000万円で受けて運営しています。それは、教育事業団の内部の血の出るような賃金カットとか職種の切り替えなどをやった上で、内部努力で1億4,000万円の入札をした。そうした状況の中で、現行の3年がたった後の管理費用基準額を1億4,000万円で設定しているという状況でございます。

○質疑（蒲原委員） 最近特に介護職場で働く人の賃金が低くて、そこで働く人の賃金の試算をしておられますか、どれぐらいの金額ですか。

○答弁（行政管理課長） 今、個々の賃金水準の数字を持っておりませんが、前年対比50%以上の人件費のカットをされております。指定管理者制度は、低コストでよりよいサービスを提供するという形で制度導入しております、そのような状況の中でも、体育館で見れば利用率も向上しております。ですから、一定の制度的な成果は上げているものと思っております。

○質疑（蒲原委員） もともとこの指定管理者制度というのは、役人が悪知恵を出してつくった法律なのです。いかに労働者を低賃金でこき使ってやろうかというのが根底にあるわけです。3億円が1億幾らと、これはむちゃではないですか。そんなことができるのでしょうか。これではやり手がなくなります。

○答弁（総務局長） 私は、実は手元に、本日、報道があったものを持っているのですけれども、私どもがコメントしたものがあって、十分言い得ていないところがあります。一般論として、まず指定管理者制度自体は、先ほど行政管理課長が申し述べましたとおり、極力低いコストで今まで以上にいいサービスが提供できる、これはひいては県民益につながりますから、そういったものを一つの目的としてスタートした制度でございます。

私どもが、今行っておりますものが、これはさきの予算特別委員会でも相当議論をさせていただいたのですが、完全無欠で何も見直すところはありませんと言うつもりは全くございませんで、動かしながらいろいろ検討すべきものは検討するという対応をしております、例えば管理期間について、当初3年でスタートしたものを、実際に参入される方々の御意見を伺いながら5年という形で延長するなど、いろいろな手直しというものは、その都度やっております。

実は、これは見方が二面あると思います。蒲原委員がおっしゃいましたように、いろいろ問題視される場合もありますし、今の金額で現実に札を入れる、手を挙げてくる業者もいる。この中で、それをどう考えるのかという部分がありますし、私どもとしても、一定期間、制度を導入してから時間が経過しておりますので、その間の指定管理制度の実際の動きをもう少し個別の施設ごとにしっかりと精査させていただいて、これは各参入業者とか現実に入っておられる業者だけではなくて、実際に説明会へ来られた業者ですとか、前回参加をしたのに今回は参加しなかったとか、そういう方々の御意見を、今、聴取するようにいたしております、その中で私どもとして改善すべき点があれば、そこは真摯に受けとめて対応していくという姿勢でございます。

いずれにしても、今回、報道をまだごらんになっていない方がおられるかもしれませんが、出された部分では、来年度からの指定に向けて9月に公募させていただいた施設が現管理者の公益法人あるいは第三セクターの6団体だけで、競争する形にならなかった。こういう1者だけしか応募がないものについて、あるからいいのではないかというだけでは物事が整理できないだろうと思っておりますので、なぜ1者なのか、ここの競争関係をつくっていくために、今の管理費用基準額自体はどうなのかと、そのことについてもしっかりとメスを入れて、検討すべきは検討し、改善すべきは改善してまいりたいと考えております。

○要望（蒲原委員） 安いコストで上質のサービスを提供する、これはそれでいいと思います。しかし、どこが一番切り込まれるかと言ったら、やはり人件費なのです。それは、他に改善の努力もされていると思いますけれども、ここが一番犠牲になっている。それでなくても、今、人間らしい生活ができない、非常に厳しいという状況に多くの人が立たされているときに、こんなことをやって、行政には最低限度の働く人の賃金というものを守っていく責任が私はあると思うのです。こういう仕事をやらせるのであれば、安ければいい、とにかく人件費を半分にしてでもいいから早くやってくれ、そんな暴論を吐く人もいないのではないか。こんなむちゃなことを絶対許してはいけないと思うのです。ぜひそこをしっかりと支えて、余りにもちょっと、一番心配するのは人件費が犠牲にならないかということ強く認識して考えてもらいたいと思います。

○質疑（井原委員） 先ほど、退職債の借り入れについて、起債を起こすのに職員定数を含めての体制づくりがないと、承認がおりないという話があったと思うのです。

その中で、その準備を行っていくことによって、将来、起債の償還に充てるだけの財源確保ができる体制をつくるというような趣旨の答弁であったと思うのですが、今、職員定数は減らしていくというか、実質、減らすのは財政再建のためにやるのであって、今の退職金の借入れの返済に使うためにやっているとは全然思っていなかったのですが、そうすると人員削減の部分については、あくまでも財政再建にはつながらないということになってしまうのか、一部返済に使うという考え方なのか、今回、120億円の起債ですけれども、少なくとも、もう3年は起債を起ささないでもいいだろうという考え方の中でいくと職員定数を少々減らしたところで、この起債償還に全部吸い込まれていくのだったら、これは財政再建の方策の一部というふうには考えられないという認識をするのですが、どちらですか。

○答弁（財政課長） 午前中の私の答弁が少し不十分だったと思うのですが、削減したものがすべて退職手当債の償還に当たるという意味ではございません。

○質疑（井原委員） そうすると、10何年間頑張ってきたという先ほどのお話があります。しかしながら、これから数年間は、少なくとも500億円か600億円の財源が不足するであろうという形の中で考えたときに、例えば19年度は人件費が32.7%、公債費を含めて義務的経費が50%を超える。先ほどの局長の話によりますと、もう200億円程度公債費がふえるだろうという状況の中で、補助費が24.7%その他にいるわけですね。建設を含めての投資的経費は17%しかない。多分これが来年度の予算の中で1,000億円の大台を切るのだろう、比率ではやっと2けたを守るか守らないかという話になるのでしょうかけれども、それとて600億円の財源不足に対して十分な形にはなっていない。

先ほどありましたけれども、ことし、国のつけかえ分で県税がふえた、しかしながら譲与税が減った。プラスマイナスの減り分と、交付税の減り分だけで前年対比240億円減っています。これはいかにもちょっといじめ過ぎたから、多分21年度については緩やかに横にいくのだろうと思うのですが、少なくとも横しかないという状況の中で、考えられるのは、人件費を削るのか、補助金を削るのか、後また自主財源の県税の徴収率をどんどん上げていく、自主財源の部分の確実な確保をする。それでも実際は足りないわけですが、それぐらいしかないのです。償還をする公債費は絶対に第一義的に返していかなければいけない。返さないとしたらジャンプする。民間企業でジャンプと言ったら、もう赤信号点滅という話ですから、それは到底公がすべきことではない。減収補てん債は交付税で後担保すると言いながら、今の交付税の減り方を見ると、実質的には何の担保もされていない。それは県だけではなくて、市町についても同じである。こういう中で財政再建を叫びながら、どうも具体的な策が見えてこないのです。

先ほどの話で、もう打つ手はない、悪いのだと言ってしまえばそれまでのことですが、そうも言っていない。幾らそう言っても物事が動かないわけですから、そうした中で、これ以上、公共投資は減らされない。多分、来年減らして、再来年

減らして、3年で終わる。今、ずっと予算書を見て100億円以上を削られる事業など一個もないのです。そこで、500億円を削ろうと思ったら、とんでもない話ということです。財政再建を目指すと言われるなら、何が方策なのかをまずちょっと具体的にお示しいただきたいのです。

○答弁（財務部長） 委員がおっしゃるとおり、今の地方財政の状況というのは、非常に、だんだんと厳しくなっている。つまり、先ほど出ましたけれども経常収支比率が厳しくなっているというのは、逆に言えば、歳入できる財源というのが少なくなっている。ですから、健全化の段階において、地方公共団体だけで打てる策というのが狭まってきているのが随分と見られます。

ただ一つ忘れてはならないのは、国・地方を通じる財政制度の中で、本来であれば、国家予算ができたときに、その国家予算に裏打ちされた形で地方財政計画が出される。その地方財政計画に必要な財源というのは、国において措置される。もちろん地方公共団体も努力はしなければいけませんけれども、そのルールの中において、国と地方の予算というのは、毎年できているということでもあります。

ですから、今、この段階で500億円、600億円のすべての財源を地方だけでやるかということになると、それは極めて難しい、むしろ困難であると言わざるを得ないと思います。したがって、我々とすれば、まずは国において地方の必要な、国と地方によって進めるべき事業の財源手当てをきちんとやるべきである、これはまず言わないといけないということでもあります。それと、みずからやるべき、理解を得るべき努力はやらなければいけない。それは、今、委員おっしゃったように、内部的な経費、それと県民サービス、この双方によって、まずコンセンサスを得ながら事業をしていかなければいけない問題であると思っております。

だから、具体的なものを今の段階でお示しできないという点においては非常に申しわけないのですけれども、当面、まずは21年度、そういう段階でコンセンサスをいただいた新たな具体化方策の仕上げ、その上で、いろいろコンセンサスを得ながら議論をしていかなければいけない問題だとし、国と地方の両方で議論をしていかなければいけない問題だと言われております。

○質疑（井原委員） 国の結論と状況を待つという部分もあるのだとは思いますが、それを待っていたら日が暮れるのです。現実の問題として、先ほど申し上げた歳出構成の中で、何が減らせるかという話がまず一つ、歳入の金額をふやす部分についての、今、おっしゃったような形でのしっかりとした要求を出すこと、具体的に出すことも片方では大事ですが、歳入をある程度カットせざるを得ない状況だとすれば、さっきからも申し上げるように、1,000億円を割ってしまう公共事業をさらに削るのか、人件費を削るのか、人件費を削ると言ったら、もうカットして、これ以上カットが難しければ職員数を減らすのか。そこでお尋ねするのですけれども、今、職員定数は適切だという認識をされていますか。

○答弁（総務局長） 幾つかおっしゃっていただいたのですけれども、ぜひとも委員の

皆様とともに考えさせていただきたいと思っておりますのは、井原委員が御指摘いただきましたとおり、今、厳しい財政健全化の取り組みをしておりますけれども、先般、今後の5年間の財政の収支見通しを提出させていただきましたが、残念ながら、一定の効果が出ているとはいえ、その財源不足額がゼロになるということではありませんし、先ほど来、私が申し上げておりますとおり、公債費の部分は今後増嵩していく、加えて、退職手当の部分が、まだ残念ながら、これもピークを迎えておりません。今のところ、私どもの予測では平成27年度がピークになるのではないかと思います。そういうことが加味されて、さらには、ここは国に何としても求めないといけないところだと思っておりますが、福祉関係の経費の伸び方が、全く国の言っているとおりにならないで、毎回上振れしている。このような状況もございまして、そういうものを今の段階で見通しを立てると、ああいう形で今後財源不足額がまだ増嵩していくような状況でございます。

先ほど財務部長が申し上げましたとおり、今たちまち、すべてを一気にゼロに、一定の期間だけで、短い期間でぱんとやるということになると、私どもとしてはなかなかそこはやりようというのが本当にあるのかということところで、思案しているところとして、少なくとも、このことは確実に国にやってもらわないといけないという話とかみ合わせないと、なかなか物事が回らないというところは、まず御理解いただきたいと思っております。

今、どこでやるのかというお話ですが、ここは委員の皆様方いろいろ御意見があると思えます。私どもの中に、まだ無駄が潜んでいるとすれば、そこに徹底してメスを入れる、この姿勢が第一段階としてあると思っておりますけれども、我々がやっている事業自体が、県民の皆様は何らかの便益を提供させていただいているものだと思っております。やっていただいても迷惑だというようなことがあれば、逆に教えていただきたいぐらいでございまして、したがって、その一つ一つにメスを入れるという作業になりますと、ここでやればいいではないかと、簡単にこれはなかなか言えるような状況ではございませんで、私どもとしても、これは皆様方と、今後、この財政状況のもとで県としてこの程度はやらなければいけないという話をいづれさせていただかないといけないと思っておりますから、その前に私どもとしてこう考えますが、どうでしょうかというようなことを言えるタイミングというのがいずれ来ると思っております、それに向けて決算特別委員会の場ももちろんでございまして、しばらくこの議論はここでも継続的にさせていただきたいと思っております。

御質問のございました職員定数のあり方につきましては、ここは非常に難しいところがありまして、事務のあり方とリンクしております。確かに、財政の制約があるからこそ行っているという部分は、相当程度ありますけれども、一方で、今、将来の道州制時代に向けて、国、県、あるいは基礎自治体の役割分担というのを徹底的に突き詰めていくと、そのときの県の役割は一体どうなのかという議論をした場

合には、今の水準のまま、全くスリム化の要請は要らないということに果たしてなるのかという思いもしております、そういう、全体の広域自治体としての県のあり方というものを見据えて、この定数という問題は考えていかないといけない。しかも、もう一点、なかなか読みにくいのは、我々は道州制が来るものだという前提で議論をしておこうと思っているのですが、ここが、また前提が崩れますと、この升でサービス提供をするのが妥当だとすれば、この団体にふさわしい事務内容はどのようなのか、こういうところの定数を議論しなければいけませんので、なかなか今の段階で果たして適正かというお答えは難しいのですけれども、少なくとも私どもは一定の計画を定めて整理をしております、そこに向かっての対応を着実に進めているという認識をさせていただきます。

○質疑（井原委員） 定数の考え方というのは、そういう側面があると思いますが、1点、道州制については町村会でも反対である、しかも、市長会でも反対の意見が非常に強いということですので、まだまだ流動的だと思っておりますけれども、ただ問題なのは職員数全体の数字だけではなくて、年代によっても偏重を来している。それだけは絶対避けておかないと、将来にわたって空洞化する年齢層が出てくることは非常にまずいと思うのです。

そこで、言いづらいことではあるのですが、私案として提案をさせていただきたいのは、県の庁舎建設基金が150億円だったと思うのですけれども、今の状況で言えば、庁舎を建てるというようなことはあり得ないと個人的に思います。例えば、これを取り崩して、希望退職を募って、希望退職による負担が、例えば、1人1,000万円だとすれば1,500人、1人3,000万円の退職金であれば500人分のもが出てくるわけです。極論ですが、希望退職を募って、年齢の高い部分を飛ばして極端に言えば同数であるとしても若い人たちを受け入れる。そんなことでも十分、考え方としてはできるのではないかと思います。そういう形でもしないと、将来にわたって、実はこのときに苦しくて職員を雇い入れしていなかったからといって、また民間から人を持ってくるような話だとか、得意のアウトソーシングで外へ投げてしまえという話にばかりになってくると、県としての本来の存在意義が物すごく薄れてくるだろうし、その役割を果たしていけないのではないかと思います。希望退職を募るということは非常に乱暴に聞こえるかも知れませんが、まして財源がないときに先に金を使うのかという話もあるでしょうが、使わない基金は先に使った方が生きるのだと思うのです。

これは私の勝手な提案ですけれども、これも含めて全体のありようについて早急に手当てをしていかないと、待っていてはたぶん未来はないだろうと、加えて言えば、必ず法人税が下がります。もう既に下がってきている。9月の決算が来月には出てくる。そうすると、そのときになって数字が極端に落ち込むという予測が既に中央では出ていますけれども、まさに自己財源であるその部分、そして県民、個人個人の個人事業税も下がってくるとしたら、ますます懐が寂しくなる。そのときに何

をするかというのは、ある程度大胆な動きをしていかないと県民の理解が得られない。どこかで県民の人たちに我慢させる以上は、それだけの体制にみずから持つていく必要があると思います。その一つの提案として、先ほどの希望退職制度をぜひ御検討いただきたいと思います。

○答弁（総務局長） いろいろ御意見をいただきまして、これは午前中にも申し上げたと思っているのですが、今の職員の採用のあり方、定数管理でなかなか、今いる人間をすぐに対処できないと、入り口の段階というタイミングになります。後は、基金の活用の仕方があるのではないかということでしたけれども、なかなか私どもが希望退職を募っても、短期的には退職手当の部分が需要増になる。そういうところで、なかなかそちらの判断ができない部分を、今、井原委員がおっしゃったのだと思うのです。

繰り返しになりますけれども、今、入り口の部分だけでやっていて、将来の職員構成について、今の団体として残る場合には、決定的に課題が残ることは私ども共通の認識でございます。さはさりながら、この数年間続けていた対策でございますから、今後どうするのかということについては改めて考えさせていただきたいと思っておりますし、県庁舎基金のあり方につきましては、さまざまな意見が県議会の中にもあると思っております。私どもは、これも将来の道州制の形いかんによっては全く不用になる場合ももちろんあると思っておりますし、このままの団体として続く場合には、いずれ建物には寿命が参りますから、いずれかの段階でそういう対応が必要になるものだと思っております。ですから、私どもとしては、今の流れをそのまま続ける場合には、必ずしも県庁舎基金の必要性は全くゼロになるということではないのだろうと思っているのですが、いずれかの段階で県庁舎の建てかえは必要になってくる。

ただ、いずれにしても、新しい対応についてどういうふうに私どもとして考えるのか、今の庁舎をしっかりと守って行って、厳しい状況であれば、それが当然の財政運営ではないかという御議論でまとまるということがないと、なかなかそこまでの話にはならないと思っておりますので、そのあたりは新庁舎のあり方、ないしは現庁舎の維持のさせ方、そういったものを議論し、結論を得る中で、その活用についても当然考えていくべきものだろうと思っておりますので、まずその前段階の検討をさせていただきながら、その活用の部分については考えていきたいと思っております。

いずれにしても、井原委員がおっしゃいましたような全体の抑制をするときに、今までの私ども一辺倒の考え方以外に、いろいろと対応の仕方があるのではないかということにつきましては十分受けとめさせていただいて、今後どういう対応が私どもとしてとれるのかということは検討させていただきたいと思います。

○質疑（中本委員） 別に言うつもりはなかったのですが、委員会が延びましたので。皆さん、暑くないですか。ちょっと背広でも脱いでもらいたいのですが、きょう言

いたいことは、この空調です。昔なら、この10月というのは涼しくて、温暖化の前はクーラーなど要らなかったのですけれども、この10月の半ばにおいて、こう暑いのにクーラーをつけないという現実、これは、何度になったらつけるとか、何度になったら消すという基準はあるのだと思うのですが、ここがこれだけ暑いということは、この上はもっと暑いのです。向きによって、南側は特に暑いのだと思うのですが、お金はない、何がない、悲しい話ばかりで、せめて議論する場ぐらい快適な環境にしてもらわないと、これは議論したくても、もうろうとしてくるのです。その辺の基準というものを教えてもらえないですか。

○答弁（財産管理課長） 室内の温度は、大体28度を目安にしております。

○質疑（中本委員） それほどこの室内ですか。

○答弁（財産管理課長） 全館的にです。

○質疑（中本委員） そんなわけないでしょう、ばらつきがあるのだから。

○答弁（財産管理課長） その辺は、温度の高いところ低いところ、例えば1階とかは28度未満のときもございますけれども、全館でクーラーが入るようになっていきますので、スポット的にこの部屋だけを入れるということはできませんので、全館的に28度を目安に判断をしております。

○質疑（中本委員） 要するに、暑いときはつけましょう。寒いときは切る。今から寒くなって、ああ寒いと言っても今度は暖房が入らない。だから、やはりそこらを、その基準があるのかもわかりませんが、やはり職員も、金銭的にもいろいろな面で寂しくなっているところへ、残業をするときには汗が出て、バケツに足を突っ込まなければできないとか、いろいろな意見も聞いておりますので、その基準をもう少し緩めて、暑いときには10月でもつける、寒いときには消すということを今後ともやってもらいたいと思いますが、財務部長に聞きます。

○答弁（財務部長） それぞれ、委員も含め、職員も執務環境の維持向上という観点からは非常に重大な問題であると思っております。ただ、御案内のように、県庁の施設は、スポットでクーラーを入れることができない、全館的な運用を図らざるを得ないという点がございますので、今、御指摘の点を踏まえながら、全館的にどういう対応をしていくかというのは、また考えさせていただきたいと思えます。

(4) 閉会 午後2時42分